

# 第161期 定時株主総会 招集ご通知



**開催  
日時**

2026年6月19日(金曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)

**開催  
場所**

東京都中央区銀座八丁目21番1号  
住友不動産汐留浜離宮ビル  
ベルサール汐留 地下1階ホール

**決議  
事項**

- 第1号議案 取締役8名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第4号議案 監査役の報酬額改定の件
- 第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動  
事後交付型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

**株主様へのお願いとご案内**

- ・株主総会にご出席されない場合は、書面または電磁的方法(インターネット等)により、事前に議決権をご行使ください。
- ・ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

**議決権  
行使期限**

2026年6月18日(木曜日)  
午後5時まで

詳細は6頁~7頁をご覧ください➡

## 社 訓

### 一、ヤマトは我なり

社員一人ひとりが「自分はヤマトを代表している」という意識をもってお客様やパートナーと接し、自ら考えて行動する「全員経営」の精神を表しています。

### 一、運送行為は委託者の意思の延長と知るべし

「運送行為」は単に物を運ぶことだけではなく、お客様(委託者)の心(意思)をお届けし、お客様(委託者・受取人)に喜びをもたらすことである、と定義しています。

### 一、思想を堅実に礼節を重んずべし

社員一人ひとりが社会の一員として法律やルールを遵守するとともに、高い倫理観を持って行動することの重要性を表しています。

## 経営理念

ヤマトグループは、社会的インフラとしての宅急便ネットワークの高度化、より便利で快適な生活関連サービスの創造、革新的な物流システムの開発を通じて、豊かな社会の実現に貢献します。

## 株主の皆様へ

事業ポートフォリオの変革と収益基盤の再構築を通じて、  
グループ一丸となって持続的な企業価値の向上を  
実現してまいります。

ヤマトホールディングス株式会社  
社長執行役員

櫻井 敏之



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。2026年4月1日付で、社長執行役員に就任いたしました櫻井敏之でございます。就任にあたり、株主の皆様にご挨拶を申しあげます。

ヤマトグループは、経営理念に掲げる「豊かな社会の実現への貢献」を通じた持続的な企業価値の向上を実現するため、中期経営計画「サステナビリティ・トランスフォーメーション2030～1st Stage～」を推進し、「持続可能な未来の実現に貢献する価値創造企業」を目指しております。しかしながら、前期の業績は非常に厳しい結果となりました。この結果は急激な外部環境の変化に加えて、事業モデルの転換スピードが十分でなかったことによるものと真摯に受け止めております。私はこの現状を、次の成長への構造変革の好機と捉え、収益基盤の抜本的な再構築を実行してまいります。

基盤領域である宅急便ネットワークにおいては、お客様のニーズに合わせた提供価値の拡大と適正なプライシングを計画的に進めて行く方針です。また、「AIファースト・データドリブン経営」を推進し、あらゆる業務の生産性を飛躍的に高めることで、収益力の強化を図ります。

あわせて、事業ポートフォリオの変革を加速させます。これまで宅急便で培ってきた経営資源を最大限に活かし、成長領域と位置づける法人向けビジネス(コントラクト・ロジスティクス事業やグローバル事業)および「グリーン・モビリティ」の事業化へ大胆にシフトし、グループ内のシナジーを最大化させることで、新たな収益の柱として成長軌道に乗せてまいります。

さらに、バランスシート・マネジメントの強化を継続し、資本収益性の向上と持続的な株主還元尽力いたします。

私はこれまで国内外の多様な事業領域を経験するなかで、ヤマトグループの競争力の源泉は、約17万人の社員がもつ「チームワーク」と「現場力」にあると確信しております。この現場を支える一人ひとりのプロフェッショナルとともに「全員経営」の実践を通じて難局を打破し、持続的な企業価値の向上を成し遂げる所存です。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

2026年5月

(証券コード 9064)

2026年5月28日

(電子提供措置の開始日 2026年5月27日)

株主各位

東京都中央区銀座二丁目16番10号

ヤマトホールディングス株式会社

取締役会長 長尾 裕

## 第161期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第161期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。  
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

### 【当社ウェブサイト】

<http://www.yamato-hd.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「株式・その他情報」「株主総会情報」を順に選択いただき、ご確認ください。）



### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9064/teiiji/>



### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ヤマトホールディングス」または「コード」に当社証券コード「9064」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、書面または電磁的方法（インターネット等）により、議決権を事前にご行使いただくことが可能です。お手数ながら、株主総会にご出席されない場合は、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2026年6月18日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具



書面により  
議決権をご行使  
いただく場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、  
**2026年6月18日（木曜日）午後5時まで**  
に到着するようにご返送ください。



インターネット等により  
議決権をご行使  
いただく場合

7頁に記載の「インターネット等による議決権行使  
のご案内」をご確認のうえ、  
**2026年6月18日（木曜日）午後5時まで**  
に賛否をご入力ください。



株主総会への出席により  
議決権をご行使  
いただく場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、  
**会場受付にご提出**ください。

記

**1. 日 時** 2026年6月19日（金曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）

**2. 場 所** 東京都中央区銀座八丁目21番1号  
住友不動産汐留浜離宮ビル ベルサール汐留 地下1階ホール

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第161期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類の監査結果報告の件
  2. 第161期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項**
- |       |  |
|-------|--|
| 第1号議案 | <b>取締役8名選任の件</b>   |
| 第2号議案 | <b>監査役1名選任の件</b>   |
| 第3号議案 | <b>取締役の報酬額改定の件</b>                                       |
| 第4号議案 | <b>監査役の報酬額改定の件</b>                                       |
| 第5号議案 | <b>取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動<br/>事後交付型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件</b> |

### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 賛否の表示がない場合の取扱い  
書面(郵送)による議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 重複行使の取扱い  
書面(郵送)の議決権行使書とインターネット等により、重複して議決権をご行使いただいた場合は、インターネット等によるご行使を有効なものいたします。  
また、インターネット等により複数回数、議決権をご行使いただいた場合は、最後のご行使を有効なものいたします。

以上

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
  - ①連結計算書類の「連結注記表」
  - ②計算書類の「個別注記表」したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎ 今後の状況により、株主総会の開催・運営に関して大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

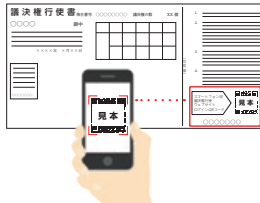
当社ウェブサイト ▶▶ <http://www.yamato-hd.co.jp/>



## ログインQRコードを読み取る方法 「スマートSR」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく  
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

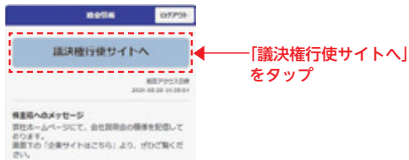
- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 「スマートSR」画面上部の「議決権行使サイトへ」ボタンをタップします。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※通信環境の影響等により接続しづらい場合は、時間を置いて再度アクセスしてください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

インターネットにより議決権をご行使いただく際、パソコンやスマートフォンの操作方法などをご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

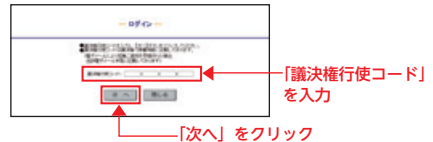
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

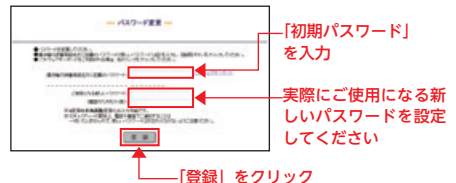
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

◎機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 事前質問受付についてのご案内

株主の皆様から、本株主総会の目的事項に関するご質問を「スマートSR」サイトにてお受けします。株主様のご関心が特に高いと思われるご質問については、株主総会にて「事前質問に対するご回答」として回答させていただきます。予定です。

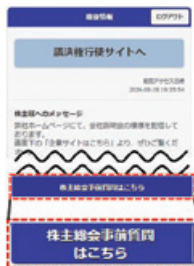
## 受付期間

2026年5月29日(金曜日)午前9時から2026年6月8日(月曜日)午後5時まで

## 受付方法

### 1. スマートフォン・タブレット端末等を入力する場合

- ①議決権行使書右下に記載のQRコードを読み取ります。
- ②「スマートSR」画面の「株主総会事前質問はこちら」ボタンを押下ください。
- ③「事前質問」画面に遷移します。以降は画面の案内に従ってご入力ください。



### 2. PC等を入力する場合

- ①以下のURLより議決権行使書右片の裏面に記載の議決権行使コード・パスワードをご入力のうえ、「スマートSR」へログインしてください。
- ②「スマートSR」画面の「株主総会事前質問」ボタンをクリックしてください。
- ③「事前質問」画面に遷移します。以降は画面の案内に従ってご入力ください。

#### 「スマートSR」URL

<https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA>



#### <ご留意事項>

- ・ご質問は、本株主総会の目的事項に関する内容に限らせていただきます。
- ・ご質問は株主様お一人につき3問まで、1問あたり200字以内でお願いいたします。
- ・すべてのご質問に対して回答をお約束するものではありません。また、個別の回答はいたしかねますのであらかじめご了承ください。
- ・株主総会会場にて取り上げるに至らなかったご質問につきましても、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。
- ・ご利用いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。

# インターネットライブ配信のご案内

本株主総会は、インターネットの手段を用いて、映像と音声でライブ配信いたします。ご自宅などで株主総会の状況をご視聴いただけますので、ぜひご利用ください。

なお、ライブ配信をご視聴される株主様は、当日採決に参加し議決権を行使することができないため、事前にご行使用いただきますようお願い申し上げます。



## 配信日時

2026年6月19日（金曜日）午前10時から

※ご視聴は、本株主総会に出席する権利を有する株主様のみ可能となります。

※株主様のプライバシーに配慮し、中継の映像は議長席および役員席付近のみとなります。

## ご視聴方法

### 1. スマートフォン・タブレット端末等で視聴する場合

① 議決権行使書右下に記載のQRコードを読み取ります。



② 「スマートSR」画面上部の「株主総会ライブ配信」からご視聴ください。



### 2. PC等で視聴する場合

① 以下のURLより議決権行使書右片の裏面に記載の議決権行使コード・パスワードをご入力  
のうえ、「スマートSR」へログインしてください。

「スマートSR」URL

<https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA>



② 「スマートSR」画面上部の「株主総会ライブ配信」からご視聴ください。



## ご視聴に関する留意事項

- ライブ配信のご視聴は、法的には株主総会へ「出席」したものと取り扱われぬ点、ご承知おきください。
- ご使用のパソコン環境、スマートフォン環境や通信環境等の影響により、ライブ配信の映像や音声に乱れ等の不具合が生じる場合がございます。
- ご視聴いただく場合の通信料金等は、株主様のご負担となります。
- ライブ配信をご視聴いただく株主様は、質問等を行うことはできません。また、**当日採決に参加し議決権の行使を行うことはできないため、事前にご行使用いただきますようお願い申し上げます。**
- 「議決権行使コード」および「パスワード」の第三者への提供、撮影・録画・録音・保存およびSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- 万一、何らかの事情によりライブ配信を行わない場合は、当社ウェブサイト（<https://www.yamato-hd.co.jp/investors/stock/meeting/>）にてお知らせいたします。

## お問い合わせ先

ご不明の点は、みずほ信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。

フリーダイヤル **0120-288-324**（受付時間 平日 午前9時～午後5時）



# 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役8名選任の件

現任の取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の一層の強化を図るため、取締役8名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、チャールズ・イン、池田潤一郎、木原 民、クリスティン・エドマンおよび藤本昌義の5氏は、社外取締役候補者であります。

候補者番号	氏名	候補者属性	当社における現在の地位	在任年数 (本総会 終結時)	取締役会への 出席状況
1	なが お ゆたか 長尾 裕	再任 男性	代表取締役会長	9年	19回/19回 (100%)
2	さくら い とし ゆき 櫻井 敏之	新任 男性	社長執行役員	—	—
3	あ わ せい いち 阿波 誠一	新任 男性	—	—	—
4	YIN CHUANLI CHARLES チャールズ・イン	再任 社外 独立 男性	取締役	4年	19回/19回 (100%)
5	いけ だ じゅん いち ろう 池田潤一郎	再任 社外 独立 男性	取締役	2年	19回/19回 (100%)
6	き はら たみ 木原 民	再任 社外 独立 女性	取締役	1年	15回/15回 (100%)
7	CHRISTINE EDMAN クリスティン・エドマン	新任 社外 女性	—	—	—
8	ふじ もと まさ よし 藤本 昌義	新任 社外 独立 男性	—	—	—

新任 新任取締役候補者

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員

## 〈ご参考〉

### 「取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」

会社経営および事業推進に関する豊富な経験と幅広い知見を有し、また、多面観察評価による人間性に鑑み、当社が抱える課題の本質を把握し、経営体制の強化を図る能力を有する者を選任する方針のもと、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会にて取締役、監査役および執行役員の選解任議案について審議し、監査役の選任議案については監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定しております。

候補者 番号	1	なが お	ゆたか	取締役在任年数 (本総会終結時) 9年	取締役会出席状況 (2026年3月期) 19回/19回(100%)	所有する当社の株式数 47,300株 株式報酬制度に基づく交付予定株式数 42,804株
		長尾	裕			
		(生年月日 1965年8月31日)				



再任

▶ 略歴ならびに当社における地位および担当

1988年 4月	当社入社	2017年 6月	当社取締役兼執行役員
2004年 4月	当社山口主管支店長	2019年 4月	当社代表取締役社長兼社長執行役員
2006年 4月	ヤマト運輸(株)埼玉主管支店長	2021年 4月	ヤマト運輸(株)代表取締役社長兼社長執行役員
2009年 4月	同社TSS営業推進室長	2025年 4月	同社取締役 現在に至る
2010年 4月	同社執行役員関東支社長	2026年 4月	当社代表取締役会長 現在に至る
2013年 4月	同社常務執行役員		
2015年 4月	当社執行役員		
2015年 4月	ヤマト運輸(株)代表取締役社長兼社長執行役員		

▶ 重要な兼職の状況

ヤマト運輸(株)取締役

取締役候補者  
とした理由

長尾 裕氏は、当社子会社であるヤマト運輸(株)の代表取締役社長、および当社の代表取締役社長兼社長執行役員を歴任し、グループの経営をリードしてきた経験と実績を有しております。2026年4月からは代表取締役会長に就任し、広範な対外活動を牽引するとともに、新体制の経営判断を適切に監督・サポートしており、引き続き選任をお願いするものです。

候補者 番号	2	さくら い とし ゆき	取締役在任年数 (本総会終結時) -	取締役会出席状況 (2026年3月期) -	所有する当社の株式数 2,100株 株式報酬制度に基づく交付予定株式数 1,624株
		櫻井敏之			
		(生年月日 1974年11月21日)			



新任

▶ 略歴ならびに当社における地位および担当

1998年 4月	当社入社	2021年 4月	ヤマト運輸(株)法人部門法人ソリューションコントロールセンターゼネラルマネージャー
2013年 12月	ヤマト運輸(株)EC営業部EC営業部課長	2022年 4月	同社コーポレート地域共創部地域共創部長
2015年 4月	ヤマトWebソリューションズ(株)代表取締役社長	2024年 2月	同社執行役員(ネコサポ事業開発、エリアマネジメント推進統括)
2016年 9月	当社経営戦略立案推進機能シニアマネージャー	2025年 4月	同社常務執行役員(宅急便事業統括)
2020年 3月	ヤマトロジスティクス(株)営業統括本部執行役員	2026年 4月	当社社長執行役員 現在に至る

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者  
とした理由

櫻井敏之氏は、当社子会社であるヤマトWebソリューションズ(株)(現ヤマトシステム開発(株))の代表取締役社長、ヤマト運輸(株)の常務執行役員、および当社の社長執行役員を歴任し、グループの経営をリードしてきた経験と実績を有しております。今後も、グループの経営強化を主導し、さらなる成長を実現するため、選任をお願いするものです。

候補者 番号	3	あ わ せい いち <b>阿波誠一</b> (生年月日 1970年10月6日)	取締役在任年数 (本総会終結時)	取締役会出席状況 (2026年3月期)	所有する当社の株式数 21,500株 株式報酬制度に基づく交付予定株式数 11,136株
			—	—	



新任

▶ 略歴ならびに当社における地位および担当

1993年 4月	当社入社	2020年 3月	ヤマトシステム開発(株)代表取締役社長兼社長執行役員
2007年 3月	ヤマト運輸(株)高知主管支店長	2021年 4月	ヤマト運輸(株)常務執行役員 (リテール事業担当)
2009年 4月	当社経営戦略立案推進担当マネージャー	2022年 2月	同社常務執行役員 (南関東地域担当)
2012年 4月	ヤマト運輸(株)経営戦略部長	2024年 10月	同社専務執行役員 (ネットワーク再構築統括)
2015年 4月	同社執行役員経営戦略部長	2025年 4月	同社代表取締役社長兼社長執行役員 現在に至る
2016年 4月	同社執行役員		
2017年 4月	同社常務執行役員		
2018年 4月	当社常務執行役員 (グループネットワーク戦略)		
2020年 3月	当社執行役員		

▶ 重要な兼職の状況

ヤマト運輸(株)代表取締役社長兼社長執行役員

取締役候補者  
とした理由

阿波誠一氏は、当社の常務執行役員、当社子会社であるヤマトシステム開発(株)の代表取締役社長、ヤマト運輸(株)の専務執行役員および代表取締役社長兼社長執行役員を歴任し、グループの経営をリードしてきた経験と実績を有しております。今後も、グループの経営強化を主導し、さらなる成長を実現するため、選任をお願いするものです。

候補者 番号	4	YIN CHUANLI CHARLES <b>チャールズ・イン</b> (生年月日 1964年5月29日)	取締役在任年数 (本総会終結時)	取締役会出席状況 (2026年3月期)	所有する 当社の株式数
			4年	19回/19回(100%)	0株



再任

社外

独立役員

▶ 略歴ならびに当社における地位および担当

1990年 2月	エルスリー・インク (ニューヨーク) 入社	2007年 8月	ワールドワイド・シティグループ (香港) CEO
1992年 3月	同社ヴァイスプレジデント	2018年 7月	同社エグゼクティブチェアマン
1996年 9月	富士ゼロックス・アジア パシフィック (シンガポール) 入社	2022年 6月	当社取締役 現在に至る

▶ 重要な兼職の状況

ワールドワイド・シティグループ (香港) エグゼクティブチェアマン  
日中経営者フォーラム会長 日中・アジア経営者フォーラム会長

社外取締役  
候補者とした  
理由および  
期待される  
役割の概要

チャールズ・イン氏は、経営者としてマーケティング・営業、IT・デジタル・テクノロジー、グローバルの分野を中心に豊富な経験と幅広い見識を有し、当該知見を活かして特に業務執行およびグローバル事業戦略について経営者の視点から当社の経営全般に助言・監督いただいております。当社の経営体制のさらなる強化に向けて、社外取締役として引き続き選任をお願いするものです。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者 番号	5	いけ だ じゅん いち ろう <b>池田潤一郎</b> (生年月日 1956年7月16日)	取締役在任年数 (本総会終結時) 2年	取締役会出席状況 (2026年3月期) 19回/19回(100%)	所有する 当社の株式数 900株



▶ 略歴ならびに当社における地位および担当

1979年 4月	大阪商船三井船舶(株) (現(株)商船三井) 入社	2013年 6月	同社取締役兼専務執行役員
2004年 6月	同社人事部長	2015年 6月	同社代表取締役兼社長執行役員
2007年 6月	同社定航部長	2021年 4月	同社代表取締役兼会長執行役員
2008年 6月	同社執行役員	2023年 4月	同社取締役会長
2010年 6月	同社常務執行役員	2024年 6月	当社取締役 現在に至る
		2026年 4月	(株)商船三井取締役 現在に至る

再任

社外

独立役員

▶ 重要な兼職の状況

(株)商船三井取締役 (2026年6月退任予定) 公益社団法人経済同友会副代表幹事  
APECビジネス諮問委員会日本委員

社外取締役  
候補者とした  
理由および  
期待される  
役割の概要

池田潤一郎氏は、経営者として人事・グローバルの分野を中心に豊富な経験と幅広い見識を有し、当該知見を活かして特に業務執行および事業戦略・人事戦略について経営者の視点から当社の経営全般に助言・監督いただいております。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者 番号	6	き はら たみ <b>木原 民</b> (生年月日 1962年6月27日) (木原 民氏の戸籍上の氏名は、磯部 民であります。)	取締役在任年数 (本総会終結時) 1年	取締役会出席状況 (2026年3月期) 15回/15回(100%)	所有する 当社の株式数 0株



▶ 略歴ならびに当社における地位および担当

1985年 4月	(株)リコー入社	2022年 7月	リコーITソリューションズ(株) 取締役
2019年 4月	リコーITソリューションズ(株) 理事 技術経営本部長	2025年 6月	当社取締役 現在に至る
2021年 4月	(株)リコー デジタル戦略部 デジタル人材戦略センター所長		

再任

社外

独立役員

▶ 重要な兼職の状況

(株)セブン銀行社外取締役  
三井化学(株)社外取締役

社外取締役  
候補者とした  
理由および  
期待される  
役割の概要

木原 民氏は、IT・デジタル・テクノロジー、人事の分野を中心に豊富な経験と幅広い見識を有し、当該知見を活かして特に業務執行およびデジタル戦略、人事戦略について専門家の視点から当社の経営全般に助言・監督いただいております。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者 番号	7	CHRISTINE EDMAN	取締役在任年数 (本総会終結時)	取締役会出席状況 (2026年3月期)	所有する 当社の株式数
		クリスティン・エドマン	-	-	0株
		(生年月日 1975年12月23日)			



新任  
社外

▶ 略歴ならびに当社における地位および担当

1997年 11月	マテル・インターナショナル(株) 入社	2008年 3月	エイチ・アンド・エムヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン(株)代表取締役社長
2000年 1月	(株)アントステラ入社		
2005年 8月	エイチ・アンド・エムヘネス・アンド・マウリッツAB(スウェーデン) 入社	2017年 6月	LVMHファッション・グループ・ジャパン(株)(現LVMHファッション・グループ・ジャパン合同会社) 取締役ジャパンシージャパンプレジデント&CEO
2007年 2月	H&M香港エリアマネージャー	2021年 12月	(株)ZOZO執行役員(2024年11月退職)

▶ 重要な兼職の状況

(株)セブン&アイ・ホールディングス社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

クリスティン・エドマン氏は、経営者として、マーケティング・営業の分野を中心に豊富な経験と幅広い見識を有し、当該知見を活かして特に業務執行およびマーケティング戦略、ブランディング戦略について経営者の視点から当社の経営全般に助言・監督いただくことで、当社の経営体制のさらなる強化に向けて、社外取締役として選任をお願いするものです。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者 番号	8	ふじもとまさよし	取締役在任年数 (本総会終結時)	取締役会出席状況 (2026年3月期)	所有する 当社の株式数
		藤本昌義	-	-	0株
		(生年月日 1958年1月9日)			



新任  
社外  
独立役員

▶ 略歴ならびに当社における地位および担当

1981年 4月	日商岩井(株)入社	2015年 4月	同社執行役員
2005年 4月	同社自動車第三部長	2015年 10月	同社常務執行役員
2008年 12月	MMC Automotriz S.A. Director President	2016年 4月	同社専務執行役員
2012年 8月	双日米国会社兼米州機械部門長	2017年 6月	同社代表取締役 社長CEO
2014年 10月	双日(株)理事経営企画担当役員補佐	2024年 4月	同社代表取締役 会長CEO
		2025年 4月	同社代表取締役 会長 現在に至る

▶ 重要な兼職の状況

双日(株)代表取締役 会長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

藤本昌義氏は、経営者として、マーケティング・営業の分野を中心に豊富な経験と幅広い見識を有し、当該知見を活かして特に業務執行および事業戦略、マーケティング戦略について経営者の視点から当社の経営全般に助言・監督いただくことで、当社の経営体制のさらなる強化に向けて、社外取締役として選任をお願いするものです。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 独立役員について  
当社は、チャールズ・イン、池田潤一郎および木原 民の3氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。3氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、藤本昌義氏の選任が承認された場合、同氏につきましても独立役員となる予定であります。  
なお、チャールズ・イン、池田潤一郎、木原 民および藤本昌義の4氏は当社の独立性判断基準(25頁)を満たしております。
- (2) 社外取締役に就任してからの年数について  
チャールズ・イン、池田潤一郎および木原 民の3氏は、現に当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもってチャールズ・イン氏は4年、池田潤一郎氏は2年、木原 民氏は1年になります。
3. 責任限定契約について  
当社とチャールズ・イン、池田潤一郎および木原 民の3氏は、それぞれ、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。3氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、クリスティン・エドマン氏および藤本昌義氏の選任が承認された場合、両氏とも当該契約を締結する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約について  
当社は、当社および当社子会社の取締役、監査役および執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各候補者の選任が承認された場合、被保険者に含まれることとなります。  
なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。また、当該保険契約の次回更新時には、同程度の内容での更新を予定しております。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役のうち佐々木 勉氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたします。

監査役候補者は、次のとおりであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

さ さ き つとむ <b>佐々木 勉</b> (生年月日 1964年11月13日)	監査役在任年数 (本総会終結時) 4年	監査役会出席状況 (2026年3月期) 16回/16回(100%)	取締役会出席状況 (2026年3月期) 19回/19回(100%)	所有する 当社の株式数 12,600株



再任

### ▶ 略歴ならびに当社における地位

1987年 4月 当社入社	2018年 9月 ヤマトロジスティクス㈱代表取締役社長兼社長執行役員
2005年 4月 当社宅急便第三営業部長	2019年 4月 当社常務執行役員
2006年 7月 ヤマト運輸㈱商品開発部長	2020年 3月 ヤマト運輸㈱代表取締役兼専務執行役員
2007年 4月 同社メーカーソリューション営業部長	2021年 4月 当社専務執行役員
2009年 4月 同社グローバル営業部長	2021年 4月 ヤマト運輸㈱専務執行役員
2011年 4月 同社営業戦略部長	2022年 2月 当社社長付
2017年 4月 当社執行役員	2022年 6月 当社監査役 現在に至る

### ▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

### 監査役候補者 とした理由

佐々木 勉氏は、当社子会社であるヤマトロジスティクス㈱(現ヤマト運輸㈱)の代表取締役社長および当社執行役員、常務執行役員、専務執行役員を歴任し、グループの経営をリードしてきた経験と実績を有しておりますので、客観的な見地からグループ全体の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し、監査役として引き続き選任をお願いするものです。

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 責任限定契約について

当社と佐々木 勉氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

3. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、当社および当社子会社の取締役、監査役および執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。佐々木 勉氏の選任が承認された場合、被保険者に含まれることとなります。

なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。また、当該保険契約の次回更新時には、同程度の内容での更新を予定しております。

## 第3号議案 取締役の報酬額改定の件

---

当社の取締役の報酬額は、2020年6月23日開催の当社第155期定時株主総会において、年額431百万円以内（うち社外取締役分109百万円以内）、取締役（社外取締役を除く）に支給する短期業績連動報酬を年額245百万円以内および中長期業績連動型株式報酬を年額173百万円以内としてご承認いただき今日に至っております。

本議案は、基本報酬額を年額467百万円以内（うち社外取締役分145百万円以内）とともに、取締役（社外取締役を除く）に支給する短期業績連動報酬を年額272百万円以内および中長期業績連動型株式報酬を年額304百万円以内と新たに定めることについてご承認をお願いするものです。なお、取締役の報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

当社を取り巻く経営環境が急速に変化する中、優秀な人材の獲得・定着が可能となる競争力のある報酬水準とし、また職責と成果に基づく公平かつ公正な処遇を実現するため、他の日本企業の報酬水準も参考に、取締役の責務の増大、より透明性の高い取締役会の運営とその活性化、諸般の事情を考慮して、上記の報酬額を設定しております。

また、取締役ごとの短期業績連動報酬を含む報酬等について、指名報酬委員会（社外取締役が委員の過半数を占め、かつ社外取締役が委員長を務める）において審議し、その答申を踏まえ取締役会で決定しており、報酬決定手続きの客観性・透明性は確保されています。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役5名）ですが、第1号議案が承認されますと、取締役は8名（うち社外取締役5名）となります。

## 第4号議案 監査役の報酬額改定の件

---

当社の監査役報酬の決定に関する株主総会の決議年月日は1994年6月29日であり、月額800万円以内としてご承認いただき今日に至っております。

本議案は、監査役の報酬額を月額から年額に改めさせていただき、報酬額を年額157百万円以内と新たに定めることについてご承認をお願いするものです。

近年の著しい事業環境の変化や、コーポレート・ガバナンスに対する社会的な要請が一段と高まるなかで、経営の健全性および透明性を担保する監査役の役割・責務は、決議当時と比べ大きく増大かつ高度化しております。本改定は、こうした役割の実態に即した適正な水準に見直すものであります。

なお、現在の監査役は5名（うち社外監査役3名）であり、第2号議案が承認されましても、変更はありません。

## 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2020年6月23日開催の当社第155期定時株主総会において、基本報酬額を年額431百万円以内（うち社外取締役分109百万円以内）、取締役（社外取締役を除きます。）に支給する短期業績連動報酬を年額245百万円以内および中長期業績連動型株式報酬を年額173百万円以内として、ご承認をいただいておりますが、第3号議案「取締役の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役の報酬額は、基本報酬額は年額467百万円以内（うち社外取締役分145百万円以内）、取締役（社外取締役を除きます。）に支給する短期業績連動報酬は年額272百万円以内および中長期業績連動型株式報酬は年額304百万円以内となります。

今般、当社の成長と価値向上への強いインセンティブを与え、短期的な業績はもとより、中長期的な企業価値の向上にコミットするような報酬体系にするため、また、株主との利害を一致させ、株主価値向上が報酬に反映されることで、役員の間機付けを図るため、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対し、予め定める1事業年度（以下、「業績評価期間」といいます。）の業績目標達成度等に応じて算定される数の当社普通株式であって、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに従うもの（以下、「譲渡制限付株式」といいます。）を交付する業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することといたしたいと存じます。

本制度の導入に伴い、既存の中長期業績連動型株式報酬である信託型株式報酬制度（BBT）（以下、「既存制度」といいます。）に基づく新たなポイント付与を停止することから、本制度は、実質的には既存制度の報酬枠を本制度に移行し、再構築するものであり、本制度に基づき発行または処分される当社普通株式の総数についても既存制度の枠組みを維持するものであるため、本制度の導入そのものによる株式の追加的な希薄化は生じない見込みです。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、対象取締役に対する本制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、各対象期間（下記3.にて定義されます。以下同じです。）につき、上記の取締役の報酬額のうち中長期業績連動型株式報酬に関する報酬額の範囲内として設定したいと存じます。なお、業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬の支給は、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各対象期間について割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数（2026年3月末日現在）に占める割合は0.06%程度と希薄化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告に記載の「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」につき、本議案（ご参考）に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると考えております。

また、現在の当社の取締役は7名（うち社外取締役5名）であり、第1号議案のご承認が得られた場合、取締役は8名（うち社外取締役5名）となり、対象取締役は3名となります。

## 【本制度の概要】

### 1. 譲渡制限付株式の割当および払込み

当社は、対象取締役に対し、業績評価期間の業績目標達成度等に応じて、本制度に関する報酬等として上記の総額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当を受けることとなります。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記4.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

### 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数198,790株を、各対象期間について割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とします。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前月1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

### 3. 交付要件等

主な交付要件等は以下のとおりです。

- (1) 当社は、基準となる株式数や業績目標達成度の算出方法を予め定めただうえで、対象取締役に対して、業績評価期間の業績目標達成度や、業績評価期間開始日から業績評価期間満了日までの期間（以下、「対象期間」といいます。）の勤務期間に応じて算定される数の譲渡制限付株式を、対象期間終了後に交付します。
- (2) 本制度に基づく株式交付の日より前に、対象取締役が死亡その他正当な理由により当社および当社子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任または退職した場合には、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、当該対象取締役（死亡により退任または退職した場合には当該対象取締役の権利を承継する相続人）に対して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します。
- (3) 本制度に基づく株式交付の日より前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限りません。）であって、かつ当該組織再編等に伴い対象取締役が当社グループの取締役および執行役員のいずれの地位からも退任または退職することとなる場合には、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、対象取締役に対して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します。
- (4) 対象取締役が、死亡その他正当な理由によらず当社グループの取締役および執行役員のいずれの地位からも退任または退職した場合ならびに一定の非違行為があったこと等、

株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要な権利喪失事由（当社取締役会において定めます。）に該当した場合には、当該対象取締役に対して本制度に基づいて譲渡制限付株式および金銭は交付されません。

（ご参考）初回の業績評価期間における業績目標達成度

本制度は既存制度を代替するものであり、実質的な報酬水準の大幅な変更や報酬総額の増額を目的としたものではありません。そのため、初回の業績評価期間である第162期（2026年4月1日～2027年3月31日）における業績目標達成度の算定手法についても、既存制度の考え方を踏襲いたします。具体的には、ROE、ROIC、相対TSR、温室効果ガス排出量削減およびその他非財務指標（個人ミッション）の指標を用いることとし、当社取締役会において予め決定する業績目標の達成度合いに応じて0.25%～150%の範囲で算出いたします。ただし、次回以降の業績目標達成度の算定方法は変更となる場合があります。

#### 4. 譲渡制限付株式割当契約の概要

譲渡制限付株式の割当に際し、本制度に基づき当社と譲渡制限付株式の割当を受ける対象取締役（以下、「割当対象者」といいます。）との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものいたします。

##### （1）譲渡制限期間

割当対象者は、譲渡制限付株式の交付日から当社グループの取締役および執行役員のいずれの地位からも退任または退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」といいます。）。

##### （2）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、譲渡制限期間が満了する前に当社グループの取締役および執行役員のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得するものいたします。

##### （3）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

##### （4）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限ります。以下、「組織再編等承認時」といいます。）であって、かつ当該組織再編等に伴い割当対象者が当社グループの取締役および執行役員のいずれの地位からも退任または退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものいたします。

(ご参考)

当社は、当社の執行役員ならびに当社子会社の取締役および執行役員に対しても、上記と同様の業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬を支給する予定です。

(ご参考)

**【役員報酬等の内容の決定に関する方針等】**

i. 基本方針

当社の取締役の報酬は、以下の考えに基づき決定しております。

○競争力のある水準であること

・役割と責任および業績に報いるものとし、優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準とする

○企業価値・株主価値向上を重視した報酬制度であること

・業績達成の動機付けとなる業績連動性のある報酬制度とする

・中長期の企業価値と連動し、株主との利害の共有を促す報酬構成とする

○公平・公正な報酬制度であること

・報酬の決定プロセスは、客観的で透明性の高いものとする

ii. 全体構成

取締役の報酬は、外部水準等を考慮した基本報酬（固定報酬）、短期業績連動報酬（変動報酬）および中長期業績連動型株式報酬（変動報酬）で構成しております。また、監査役および社外役員の報酬は、その機能の性格から基本報酬のみとしております。

iii. 基本報酬（固定報酬）の決定方針

職責に基づき、外部水準等を考慮し、役位別に決定しております。

iv. 取締役の個人別の報酬等の種類毎の割合の決定方針

各報酬の構成割合は、外部水準を考慮の上、業績達成および中長期的な企業価値創造と持続的な成長への動機付けをさらに強めることができ、かつ優秀な人材の獲得・定着が可能となる競争力のある報酬水準とするため、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成としております。

v. 交付の時期または条件に関する事項

基本報酬（固定報酬）および短期業績連動報酬（変動報酬）については、年額を12等分し、月例で金銭にて支払います。中長期業績連動型株式報酬（変動報酬）については、業績評価期間の目標達成度や勤務期間等に応じて算定される、退任時までを譲渡制限期間とする株式を、当該期間終了後に交付することとしております。なお、本制度の導入に伴い既存の信託型株式報酬制度に基づく新たなポイント付与は停止し、既得ポイント分のみ退任時に給付することとしております。本件は報酬体系の実効性を高めるための移行であり、実質的な報酬水準の変更や、追加的な株式の希薄化が生じるものではありません。

以上

## 「ヤマトグループの社外役員選任における独立性の判断基準について」

### 1. 独立性判断基準

ヤマトホールディングス株式会社は、当社の社外取締役および社外監査役（以下総称して、「社外役員」という。）の独立性判断基準を以下のとおり定めています。

### 2. 社外役員の独立性要件

当社における社外取締役または社外監査役が独立性を有すると判断するには、以下各号のいずれかに該当する者であってはならないものとする。

- (1) 当社および当社グループ会社（以下、総称して「当社」という。）を主要な取引先<sup>(注1)</sup>とする者、もしくはその者が法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）である場合は、その業務執行者
- (2) 当社の主要な取引先<sup>(注2)</sup>、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者
- (3) 当社から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産<sup>(注3)</sup>を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
- (4) 当社を主要な取引先とするコンサルタント、会計専門家、法律専門家、またはその他専門サービス業である法人等<sup>(注4)</sup>の一員
- (5) 当社の主要な株主<sup>(注5)</sup>、もしくは主要な株主が法人等である場合は、その業務執行者
- (6) 当社が寄付<sup>(注6)</sup>を行っている先またはその業務執行者
- (7) 過去3年間に於いて上記(1)～(6)に該当していた者
- (8) 過去3年間に於いて当社の会計監査人であった公認会計士または監査法人の一員
- (9) 過去10年間に於いて当社の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役員または使用人であった者
- (10) 上記のいずれかに該当する者（重要な者<sup>(注7)</sup>に限る。）の近親者<sup>(注8)</sup>

注1 直近事業年度における取引額が当該グループの年間連結営業収益の2%を超える取引先をいう。

注2 直近事業年度における取引額が当社の年間連結営業収益の2%を超える取引先または同事業年度における当社への融資額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

注3 直近事業年度において年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。

注4 最近3事業年度の平均で、その法人等の連結営業収益の2%以上の支払いを当社から受けている法人等をいう。

注5 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者または法人をいう。

注6 1事業年度当たり1,000万円を超える寄付、または寄付を受けた者が法人である場合は、その者の直近事業年度における年間営業収益の2%を超える金額の寄付をいう。

注7 「重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員および部長職以上の業務執行者ならびに監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、弁護士法人または法律事務所に所属する者のうち弁護士その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

注8 配偶者および二親等内の親族をいう。

以 上



第1、2号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

氏名	役位	社外	指名報酬委員会	専門性と経験						
				企業経営	マーケティング・営業	人事・労務	財務・会計	法務・リスクマネジメント	IT・デジタル・テクノロジー	グローバル
長尾 裕	代表取締役会長			●	●	●			●	●
櫻井 敏之	代表取締役社長 社長執行役員		○	●	●	●			●	●
阿波 誠一	取締役執行役員			●		●	●	●	●	
チャールズ・イン	取締役	○	○	●	●				●	●
池田潤一郎	取締役	○	○	●		●				●
木原 民	取締役	○	○			●			●	
クリスティン・エドマン	取締役	○	○	●	●					●
藤本 昌義	取締役	○	○	●	●					●
佐々木 勉	常勤監査役			●	●			●		
庄司 義人	常勤監査役			●			●			
松田 隆次	監査役	○					●	●		
井野 勢津子	監査役	○					●			●
寺田 昭仁	監査役	○					●	●		

- (注) 1. 常勤監査役は本總會終了後の監査役会にて、役付取締役および指名報酬委員会構成員はその後の取締役会にて決定いたします。
2. 取締役会議長は池田潤一郎氏が務める予定です。
3. 上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を表しており、有する全ての知見を表すものではありません。

当社が取締役、監査役に期待するスキル項目の選定理由は以下のとおりです。

専門性と経験 (スキル項目)	選定理由
企業経営	持続的に企業価値を向上させる中長期の経営計画の策定と遂行において、適切な意思決定や監督機能を発揮するため、企業経営に関する豊富な経験と知見を必要な項目として選定しています。
マーケティング・営業	変化するお客様や社会のニーズに対して、グループの経営資源を活用した価値を提供するため、マーケティング・営業分野に関する豊富な経験と知見を必要な項目として選定しています。
人事・労務	グループ最大の資産である社員が働きがいもちイキキと活躍するとともに、人権や多様性が尊重され安心して働くことができる企業となるため、人事・労務分野に関する豊富な経験と知見を必要な項目として選定しています。
財務・会計	強固な財務基盤を構築し、事業成長につながる投資や資本効率の向上を推進するため、財務・会計分野に関する豊富な経験と知見を必要な項目として選定しています。
法務・リスクマネジメント	グループ企業理念に基づき、法と社会規範に則った安全・安心な事業活動を通じて、公正かつ信頼される企業となるため、法務分野に関する豊富な経験と知見やリスクマネジメント能力を必要な項目として選定しています。
IT・デジタル・テクノロジー	データ分析に基づく経営資源の最適配置やデジタル技術を駆使した効率的な事業運営を実現するため、IT・デジタル・テクノロジー分野に関する豊富な経験と知見を必要な項目として選定しています。
グローバル	グローバルな事業展開を通じて、お客様のサプライチェーンやビジネスプロセスの変革に貢献するために、グローバル分野に関する豊富な経験と知見を必要な項目として選定しています。

## 1 | 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当期における経済環境は、物価上昇の見通しが強まる中での実質賃金減少の継続などにより、個人消費の停滞感が根強く残りました。また、深刻化する人手不足や、年度末にかけての中東情勢の緊迫化を背景としたエネルギー・原材料価格の高騰など、依然として厳しい事業環境が続いており、先行きは見通しづらい状況にあります。

このような状況の中、ヤマトグループは、経営理念に掲げる「豊かな社会の実現への貢献」を通じた持続的な企業価値の向上を実現するため、中期経営計画「サステナビリティ・トランスフォーメーション2030～1st Stage～」に基づき、宅急便ネットワークの強靱化による基盤領域の利益成長、ビジネスソリューションの提供を通じた法人向けビジネスの拡大、多様化する顧客や社会のニーズに応える新たなビジネスモデルの事業化およびグループ経営基盤の強化など、「経済価値」を生み出すとともに、持続可能な社会に向けた「環境価値」「社会価値」を創造する取組みを推進しています。

当期の連結業績は、以下のとおりとなりました。

(単位：百万円)

区 分	前 期	当 期	増 減	伸 率 (%)
営 業 収 益	1,762,696	1,865,675	102,979	5.8
営 業 利 益	14,206	28,304	14,098	99.2
経 常 利 益	19,587	26,258	6,670	34.1
親会社株主に帰属する当期純利益	37,937	13,662	△24,275	△64.0

当期の営業収益は1兆8,656億75百万円となり、前期に比べ1,029億79百万円の増収となりました。これは、宅急便部門が向き合う小口法人・個人のお客様からの宅急便取扱数量の拡大、法人部門が向き合う大口法人のお客様に対するプライシングの適正化、および法人向けビジネスの拡大など、収益構成の変革に向けた取組みが進展したことによるものです。

営業費用は1兆8,373億70百万円となり、前期に比べ888億80百万円増加しました。これは、宅急便ネットワークの強靱化に向けた社員やパートナーの待遇向上など人的資本への投資や集配拠点の再配置などネットワーク投資の実行、調達単価の上昇などによるものです。一方で、輸送領域のオペレーションの見直しに取り組み、コストコントロールに注力しました。

この結果、当期の営業利益は283億4百万円となり、前期に比べ140億98百万円の増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、当期においても資本効率の向上に向けた資産の流動化や政策保有株式の売却を継続して進めたものの、前期に本社ビル等の大型のセール・アンド・リースバックに伴う特別利益を計上した反動などにより136億62百万円となり、前期に比べ242億75百万円の減益となりました。

## <ヤマトグループ全体としての取組み>

### ① 宅急便ネットワークの強靱化と提供価値の拡大

基盤領域である宅急便ビジネスを安定的に利益確保できる事業構造に転換させるため、付加価値に応じたプライシングの適正化を進めています。また、セールスドライバーがお客様に向き合い、より良いサービス提供に専念できる環境整備に注力するとともに、お客様のニーズを捉えた商品・サービスの開発、地域の市場性に基づく集配拠点の再配置、宅急便の発送・受け取りにとどまらないサービスを提供する地域密着型店舗「ネコサポ」の展開を進めています。2025年10月より宅急便の届出運賃を改定するとともに、同年11月には、午前中にお預かりした荷物を当日中にお届けする「宅急便当日配送サービス」の提供開始と、同一都道府県内運賃を新設しました。加えて、宅急便ネットワークの強靱化に資する輸送の効率化も進めています。お客様のニーズや輸送パートナーの適切な働き方に対応しつつ、輸送・積載効率を高め、オペレーティングコストを適正化するため、長距離区間は、中継拠点を定め、リレー方式でつなぐ輸送方法への切り替えや、貨物専用機の活用を含めたモーダルシフトの推進など、これまでの運び方を見直すとともに、ターミナルにおいては仕分け作業を担う人材の適正配置などに取り組んでいます。

### ② 法人向けビジネスの拡大

輸配送ネットワークに、倉庫オペレーションや国際フォワーディングなどの付加価値を組み合わせ、お客様のビジネス拡大を支援することで、ヤマトグループの利益成長を目指しています。法人のお客様の物流全般や経営課題の解決に取り組むコントラクト・ロジスティクス事業では、企業間物流における在庫・配送拠点やE C事業者様の総合物流センターの運営など、提供価値を拡大しています。2025年10月には、ヤマトグループの輸送ターミナルと高付加価値機能を持つロジスティクスセンターを融合した統合型ビジネスソリューション拠点を、福島県郡山市に開設しました。同様の拠点を需要地に展開し、お客様や地域に新たな価値を提供していきます。

また、グローバル事業が提供する国際輸送と海外コントラクト・ロジスティクスも組み合わせることで、お客様のサプライチェーン全体に対する価値提供を進めています。北米、中国、そして東南アジアを中心に営業力を強化し、国際フォワーディングの効率向上、越境E C事業者様への提案強化、内需拡大に伴う物流需要の取込みなどを、M&Aや戦略的業務提携も検討しながら推進しています。

### ③ 「グリーン・モビリティ」の事業化

ヤマトグループは、中長期的な輸送力不足の深刻化や気候変動への対応など、環境・社会課題に向き合い、ビジネスパートナーとともに課題解決に積極的に取り組むことで、温室効果ガス排出量の削減や、持続可能で効率的な物流システムの構築、社員の健康管理などの知見とノウハウを蓄積してきました。それらを「グリーン・モビリティ」のビジネスモデルとして磨き上げ、サプライチェーンの持続可能性を高めるソリューションとしてお客様に提供することで、ヤマトグループの新たな成長につなげていきます。

「クルマ」および「エネルギー」の観点では、車両整備サービスに加え、E Vの調達や効率的な活用ノウハウ、再生可能エネルギー由来電力の供給、ヤマトグループで開発したエネルギーマネジメントシステムなどをパッケージ化した「E Vライフサイクルサービス」の提供により、車両を使用する法人のお客様の環境対応ニーズに応えています。

また、「ヒト」の観点では、オンライン医療サービス「MY MEDICA」の提供を通じて、健康リスクが高い傾向にある、運送事業者様の従業員の健康管理や、健康に起因する事故防止に向けた取組みを支援しています。2025年7月には、運輸・交通関係者の安全と健康を支援する特定非営利活動法人とパートナーシップ契約を締結し、共同セミナーの開催や、システム連携を通じたトラック運送事業者様の健康起因事故削減を推進しています。

さらに、Sustainable Shared Transport株式会社が中心となり、幹線輸送を基盤にシステム上であらゆる荷主企業様と物流事業者をマッチングするオープンプラットフォームを活用した共同輸配送サービスの提供を通じて、業界の垣根を越えた物流の効率化に取り組んでいます。2025年8月には全国約1,600社の地域物流事業者が加盟する協同組合連合会と連携協定を締結し、全国各地をつなぐ物流ネットワークの拡充や共同輸配送の利用促進を推進しています。

#### ④ グループ経営基盤の強化

ヤマトグループは、持続的な企業価値向上を実現するための基盤として、引き続き、人事戦略、デジタル戦略を推進するとともに、サステナブル経営およびコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいます。

人事戦略については、持続的な成長に向けて、引き続きセールスドライバーをはじめとした社員の待遇のさらなる向上や、働く環境の整備に向けた投資を推進しています。ヤマト運輸株式会社では、2025年6月より熱中症対策の一環として「ファン付きベスト」の導入拡大および全国の事業所にWBGT（暑さ指数）を測定する機器の設置を推進するとともに、熱中症リスクを感知する「ウェアラブルデバイス」を試験導入しました。また、お客様に向き合う第一線の組織と人材をこれまで以上に強化するため、間接部門の業務効率化と組織のスリム化を図りながら、宅急便の営業所や法人営業支店などへの人材配置を進めるとともに、リーダー人材の育成に注力しています。そして、社員の働きがい向上のため、営業職や企画職などを対象に、パフォーマンスに応じて報酬を決定する制度改革を進めています。また、日本の物流業界における大型トラックドライバーの高齢化を踏まえ、持続可能な物流の実現に向けて、特定技能制度を活用したベトナム人大型トラックドライバーの採用・育成プラットフォームを構築する取組みを、パートナーと連携して開始しました。

デジタル戦略については、DX推進体制を強化し、デジタル基盤を活用したお客様への提供価値の拡大や「仕分け作業」や「運び方」、「働き方」の変革、バックオフィスの業務プロセス改革など、事業と一体となったDX推進に取り組んでいます。ヤマト運輸株式会社では、大型マンションでの自動配送ロボットを活用したラストマイルモデル構築に向けた実証実験を開始しました。マンション規模の拡大に伴い居住者の荷物受け取りに対するニーズが多様化する中で、新たな運び方の運用および効果を検証しています。また、生成AIをはじめとした進化するテクノロジーを有効活用し、バックオフィスや管理部門の業務効率化、およびお客様へのさらなる付加価値創出を図るため、各組織でAI活用推進の中心となる人材を育成する研修を実施しています。

サステナブル経営の強化については、中長期的な企業価値の向上と持続可能な社会の実現に向けた2つのビジョン「つなぐ、未来を届ける、グリーン物流」「共創による、フェアで、“誰一人取り残さない”社会の実現への貢献」に基づき、特定した重要課題（マテリアリティ）に対して引き続き取組みを強化して

います。

環境の領域については、「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ(自社排出)」および「2030年温室効果ガス排出量48%削減(2021年3月期比)」の実現に向け、引き続き「E Vの導入」「太陽光発電設備の導入」「再生可能エネルギー由来電力の使用率向上」などの施策を推進するとともに、サプライチェーンにおける実質排出量(Scope3)の把握や削減目標の設定などに取り組んでいます。

社会の領域については、引き続き、人命の尊重を最優先とし、社員やパートナーの安全・健康に対する取組みを強化するとともに、多様な社員が活躍できる職場環境に向けた整備を進めています。そして、社会の諸課題に向き合い、ビジネスパートナーとの定期的な協議の実施や、課題の早期発見と解消のための体制・プロセス・仕組みの整備など、適切な関係に基づくサステナブル・サプライチェーンの構築を推進しています。

コーポレート・ガバナンスの強化については、引き続き、経営の監督と執行の分離、経営の透明性の維持・強化などに取り組むとともに、株主・投資家との建設的な対話や情報開示の充実を通じて、持続的な企業価値向上に努めています。

## 〈セグメント別の概況〉

### エクスプレス事業

- ① エクスプレス事業は、個人および法人のお客様に対し、宅急便を中心とした国内輸配送サービスを提供しており、宅急便部門が向き合う小口法人・個人のお客様からの宅急便取扱数量の拡大、法人部門が向き合う大口法人のお客様を中心とした付加価値に応じたプライシングの適正化を進めています。また、セールスドライバーがお客様に向き合い、より良いサービス提供に専念できる環境整備に注力するとともに、お客様のニーズを捉えた商品・サービスの開発、地域の市場性に基づく集配拠点の再配置、宅急便の発送・受け取りにとどまらないサービスを提供する地域密着型店舗「ネコサポ」の展開を進めています。また、宅急便ネットワークの強靱化に資する輸送の効率化も進めています。
- ② 当期においては、引き続き、外部環境の変化によるコスト上昇を踏まえ、宅急便部門における小口法人・個人のお客様に対する営業強化および法人部門における大口法人のお客様の多様な輸送ニーズへの対応や、付加価値に応じたプライシング適正化の取組みを推進しました。具体的には、2025年10月より宅急便の届出運賃を改定するとともに、同年11月には、午前中にお預かりした荷物を当日中にお届けする「宅急便当日配送サービス」の提供開始と、同一都道府県内運賃を新設しました。また、EC事業者様との連携による「置き配」サービスの提供拡大など、より多くのお客様に快適な受け取り体験を提供し、再配達削減、物流の効率化や温室効果ガス排出量の削減にも資する取組みを推進しました。加えて、小さな荷物の配送ニーズに応えるため、専用資材の事前購入により全国一律料金で荷物が送れる「こねこ便420」について、沖縄県を除く全国で拡販を推進しました。  
宅急便ネットワークの強靱化については、お客様のニーズや輸送パートナーの適切な働き方に対応しつつ、輸送・積載効率を高め、オペレーティングコストを適正化するため、長距離区間は、中継拠点を定め、リレー方式でつなぐ輸送方法への切り替えや、貨物専用機の活用を含めたモダリティシフトの推進など、これまでの運び方を見直すとともに、仕分け作業を担う人材の適正配置などの取組みを推進しました。
- ③ 外部顧客への営業収益は、宅急便部門が向き合う小口法人・個人のお客様からの宅急便取扱数量の拡大、および法人部門が向き合う大口法人のお客様に対するプライシングの適正化が進展したことなどにより1兆5,579億78百万円となり、前期に比べ1.5%増加しました。営業利益は22億99百万円となり、前期に比べ151億98百万円増加しました。

### コントラクト・ロジスティクス事業

- ① コントラクト・ロジスティクス事業は、輸配送ネットワークに倉庫オペレーションなどの付加価値を組み合わせ、法人のお客様の課題解決や事業成長を支援するソリューションを提供しています。
- ② 当期においては、連結子会社化した株式会社ナカノ商会のノウハウも活用し、企業間の在庫・配送拠点やEC事業者様の総合物流センターの運営など、より付加価値の高いサプライチェーンソリューションの提案や、オペレーションの品質・生産性改善などに取り組みました。また、2025年10月には、ヤマトグループの輸送ターミナルと高付加価値機能を持つロジスティクスセンターを融合した統合型ビジネスソリューション拠点を、福島県郡山市に開設しました。

- ③ 外部顧客への営業収益は、新規案件の獲得が進展したこと、および株式会社ナカノ商会の連結子会社化などにより1,646億2百万円となり、前期に比べ69.6%増加しました。営業利益は62億17百万円となり、前期に比べ6億34百万円増加しました。

## グローバル事業

- ① グローバル事業は、日本国内および海外事業会社が連携し、国際フォワーディングや国際エクスプレス、海外現地におけるコントラクト・ロジスティクス等を組み合わせ、法人のお客様のグローバルサプライチェーン全体を最適化するソリューションを提供しています。サプライチェーンの変化を好機と捉え、これまで宅急便で培った国内の膨大な顧客基盤を活かしつつ、オートモーティブやハイテク、食品産業などヤマトグループが強みを発揮している領域のさらなる拡大に努めるとともに、日本、北米、中国、東南アジアを中心に営業力の強化を進めています。
- ② 当期においては、国内事業会社および各国に展開するグループ現地法人がこれまで以上に連携を強化し、一体的に事業推進する体制を整備するとともに、引き続き、国際フォワーディングの混載効率向上や、拡大する越境E C事業者様への提案強化、注力地域の内需拡大に伴う物流需要の取込みなどを推進しました。
- ③ 外部顧客への営業収益は、国際フォワーディングの拡販が進展したことなどにより975億52百万円となり、前期に比べ13.5%増加しました。営業利益は81億50百万円となり、前期に比べ8億77百万円減少しました。

(参考)

区 分	前 期	当 期	増 減	伸率 (%)
宅急便・宅急便コンパクト・EASY (百万個)	1,961	1,941	△20	△1.0
ネコポス・クロネコゆうパケット (百万個)	391	451	60	15.4
クロネコゆうメール (百万冊)	110	95	△14	△13.6

## モビリティ事業

- ① モビリティ事業は、これまでヤマトグループ内での環境投資や実証実験を通じて蓄積したE V、太陽光発電設備、エネルギーマネジメントなどのノウハウを活用し、車両を使用する法人のお客様の環境対応ニーズに応えるため、車両整備サービスに加え、E Vの調達や効率的な活用ノウハウ、再生可能エネルギー由来電力の供給、ヤマトグループで開発したエネルギーマネジメントシステムなどをパッケージ化した「E Vライフサイクルサービス」の拡販を推進しています。また、運送事業者様の安全運行と車両稼働時間の拡大に資する、稼働を止めない車両整備サービスを提供しています。
- ② 当期においては、「E Vライフサイクルサービス」の営業体制を強化し、拡販を推進しました。また、業務プロセスの見直しにより自動車整備士が本業に注力できる環境作りを推進するとともに、車両整備サービスの拡販と適正料金の収受に取り組みました。

- ③ 外部顧客への営業収益は、契約車両台数の増加に加え、適正料金の收受などにより220億33百万円となり、前期に比べ7.5%増加しました。営業利益は、コストの適正化に注力したことなどにより52億21百万円となり、前期に比べ14億40百万円増加しました。

## その他

- ① ヤマトグループが保有するITやコールセンター、金融サービスなどの機能は、お客様のサプライチェーン全体に対する提供価値拡大に向けた取組みを支えています。当期においては、引き続き、お客様の業務効率化とエンドユーザーの利便性向上に資するITサービスの提供などを推進しました。
- ② 外部顧客への営業収益は235億7百万円となり、前期に比べ3.9%減少しました。営業利益は66億29百万円となり、前期に比べ15億71百万円減少しました。

## <その他の取組み>

- ① ヤマトグループは、人命の尊重を最優先とし、安全に対する様々な取組みを実施しており、輸送を主な事業とするグループ各社を中心に、安全管理規程の策定および管理体制の構築、年度計画の策定など、運輸安全マネジメントに取り組んでいます。ヤマト運輸株式会社では、2025年10月より集配車両約4.6万台のドライブレコーダーを順次リニューアルし、運転状況の可視化を通じた安全意識と運転技術のさらなる向上を図っています。また、引き続き「こども交通安全教室」を幼稚園・小学校などで開催するとともに、グループ全体での「交通事故ゼロ運動」を実施するなど、安全意識の向上を図る取組みを推進しました。
- ② ヤマトグループは、豊かな地域づくりがヤマトグループの成長と発展の基盤であると考え、地域社会の健全で持続的な発展とそこに暮らす人々の質の高い生活の確保を目指し、企業市民活動に取り組んでいます。環境の領域では、全国にネットワークを有する企業グループとして、地域の豊かな自然を将来に繋げていくため、次世代を担う子どもたちへの環境教育をサポートする「クロネコヤマト環境教室」を、2005年から全国で3,600回以上開催しており、累計参加人数は約27万人となりました。また、地域コミュニティの領域では、お客様や地域の皆様に対する感謝の気持ちを込めて、年齢や地域の枠を超えたすべての皆様へ本物の音楽をお届けすることを目的とした音楽宅急便「クロネコファミリーコンサート」を、1986年から全国で367回開催しており、累計参加人数は約60万人となりました。
- ③ ヤマトグループは、社会とともに持続的に発展する企業を目指し、公益財団法人ヤマト福祉財団を中心に、障がい者が自主的に働く喜びを実感できる社会の実現に向けて様々な活動を行っています。具体的には、パン製造・販売を営むスワンベーカーリーにおける積極的な雇用や、就労に必要な技術や知識の訓練を行う就労支援施設の運営など、障がい者の経済的な自立支援を継続的に行っています。

## (2) 対処すべき課題

ヤマトグループを取り巻く事業環境は、不安定な国際情勢や金融市場の変動などにより、依然として先行き不透明な状況が続いています。また、物価上昇の影響や中長期的な輸送力不足の深刻化など、外部環境の変化に伴うコスト上昇が継続すると見込まれます。さらに、中長期的には、E C化のさらなる進展や地政学リスクの増大、少子高齢化・過疎化の進展、労働力不足や気候変動の深刻化などを想定しています。このような中、ヤマトグループは、経営理念に掲げる「豊かな社会の実現への貢献」を通じた持続的な企業価値の向上を実現するため、「持続可能な未来の実現に貢献する価値創造企業」を2030年の目指す姿として定めています。そして、2027年3月期を最終年度として策定した中期経営計画「サステナビリティ・トランスフォーメーション2030～1st Stage～」を「宅急便ネットワークの強靱化と事業ポートフォリオを変革する3年間」と位置づけ、以下①～⑤の取組みを推進していきます。

### ① 宅急便ネットワークの強靱化と提供価値の拡大

宅配便市場は、E Cの成長とともに拡大傾向にあるものの、基盤領域である個人および小口法人の市場は、人口減少や個人消費の低迷に伴う影響を受けています。また、E C化の進展と人口動態の変化に伴い、ラストマイル領域における集荷と配達の業務量や輸送領域における都市部・地方部間の荷物の流動量が変化しており、宅急便ネットワークの収益性は低下傾向にあります。

これらの状況を踏まえ、基盤領域である宅急便ビジネスを安定的に利益を確保できる事業構造に転換させるため、収益構成の変革に取り組み、付加価値に応じたプライシングの適正化を計画的に進めていきます。また、セールスドライバーがお客様に向き合い、より良いサービスの提供に専念できる環境を整備するとともに、地域の市場性に基づく集配拠点の再配置、お客様のニーズを捉えた商品・サービスや、宅急便の発送・受け取りにとどまらないサービス開発を進めています。

輸送領域においては、社会的インフラとしての宅急便ネットワークをより効率的かつ持続的な形に強靱化し、顧客ニーズに対応しつつ、輸送・積載効率を高め、固定費の抑制および業務量に応じた変動費のコントロールを実現するため、荷物の流動量の変化に即したターミナル間およびターミナル・集配拠点間の運び方見直し、仕分け作業を担う働き手の適正配置などに取り組みます。

### ② 法人向けビジネスの拡大

世界の政治・経済とサプライチェーンのブロック化や環境問題などのリスク要因が増大し、企業が対応を求められる中、ヤマトグループは変化を機会と捉え、サプライチェーン全体に広がるお客様の経営課題の解決を目指すソリューションビジネスを成長領域と位置付けています。

法人のお客様の物流全般や経営課題の解決に取り組むコントラクト・ロジスティクス事業では、企業間物流における在庫・配送拠点やE C事業者様の総合物流センターの運営など、提供価値を拡大していきます。また、事業成長の基盤として、全国の物流拠点への仕分け・輸配送機能とロジスティクス機能が一体となった統合型ビジネスソリューション拠点の活用および展開を進めます。全国を網羅する強靱な輸配送ネットワークと一体化したこれらの拠点を活用し、お客様のサプライチェーン全体の最適化と事業戦略に貢献することで、法人向けビジネスのさらなる拡大を推進します。

グローバル事業においては、国際輸送と海外コントラクト・ロジスティクスも組み合わせることで、お客様のサプライチェーン全体に対する価値提供を進めています。北米、中国、そして東南アジアを中心

に営業力を強化し、国際フォーディングの効率向上、越境EC事業者様への提案強化、内需拡大に伴う物流需要の取込みなどを、M&Aや戦略的業務提携も検討しながら推進していきます。

### ③ 新たなビジネスモデルの事業化

持続可能な未来の実現に向けて、中長期的な輸送力不足の深刻化や気候変動への対応など、環境・社会課題に向き合い、ビジネスパートナーとともに課題解決に積極的に取り組むことで、温室効果ガス(GHG)排出量の削減や、効率的な物流システムの構築、社員の健康管理などの知見とノウハウを蓄積してきました。それらを「グリーン・モビリティ」のビジネスモデルとして磨き上げ、ヤマトグループの新たな成長につなげていきます。

具体的には、EVの導入・運用を支援する「EVライフサイクルサービス」の拡販や、ヤマトエナジーマネジメント株式会社を中心とした再生可能エネルギーの供給などのエネルギー事業を推進します。あわせて、多様なステークホルダーが参画する共同輸配送のオープンプラットフォームの展開、自動車運送事業者向けの健康管理支援サービス等を通じ、物流業界全体の持続可能性向上と課題解決に貢献します。

### ④ グループ経営基盤の強化

持続的な企業価値向上を実現するための基盤として、引き続き、人事戦略、デジタル戦略、環境・社会戦略を推進し、サステナブル経営およびコーポレート・ガバナンスの強化などに取り組んでいきます。

人事戦略については、引き続きセールスドライバーをはじめとした社員の待遇のさらなる向上や、働く環境の整備に向けた投資を推進しています。また、お客様に向き合う第一線の組織と人材をこれまで以上に強化するため、間接部門の業務効率化と組織のスリム化を図りながら、宅急便の営業所や法人営業支店などへの人材配置を進めるとともに、リーダー人材の育成に注力しています。そして、社員の働きがい向上のため、営業職や企画職などを対象に、パフォーマンスに応じて報酬を決定する制度改正を進めます。

デジタル戦略については、「AI・データドリブン経営」を本格化させ、データ活用による最適な経営資源の配置やバックオフィス業務の効率化を通じ、オペレーション全体の生産性向上を図るとともに、新たな顧客体験価値を創出することで、収益力の強化を図ります。あわせて、各組織でAI活用推進の中心となる人材育成を進めます。

サステナブル経営の強化については、中長期的な企業価値の向上と持続可能な社会の実現に向けた2つのビジョン「つなぐ、未来を届ける、グリーン物流」「共創による、フェアで、「誰一人取り残さない」社会の実現への貢献」に基づき、特定した重要課題(マテリアリティ)に対して引き続き取組みを強化していきます。

環境の領域については、「2050年温室効果ガス(GHG)排出実質ゼロ(自社排出)」および「2030年温室効果ガス排出量48%削減(2021年3月期比)」の実現に向け、引き続き「EVの導入」「太陽光発電設備の導入」「再生可能エネルギー由来電力の使用率向上」などの施策を推進するとともに、サプライチェーンにおけるGHGの実質排出量(Scope3)の把握や削減目標の設定などに取り組んでいきます。社会の領域については、引き続き、人命の尊重を最優先とし、社員やパートナーの安全・健康に対する取組みを強化するとともに、多様な社員が活躍できる職場環境に向けた整備を進めています。そして、社

会の諸課題に向き合い、ビジネスパートナーとの定期的な協議の実施や、課題の早期発見と解消のための体制・プロセス・仕組みの整備など、適切な関係に基づくサステナブル・サプライチェーンの構築を推進していきます。

コーポレート・ガバナンスの強化については、引き続き、経営の監督と執行の分離、経営の透明性の維持・強化などに取り組むとともに、経営管理の高度化を推進し、株主・投資家との建設的な対話や情報開示の充実を通じて、持続的な企業価値向上に努めていきます。

#### ⑤ 資本効率をより重視した経営の浸透

上記の①～④を推進することに加え、資本効率をより重視した経営の浸透を図り、資本コストを上回る資本収益性の実現に取り組むため、営業利益率およびROE（自己資本利益率）、ROIC（投下資本利益率）を経営指標として設定しています。事業の収益性向上および利益成長の加速に加えて、バランスシート・マネジメントの強化とキャッシュ・フローの最適化に取り組むことで、資本効率の改善を図り、EPS（1株当たり当期純利益）および株主価値向上の基盤を構築していきます。

本中期経営計画期間においては、オペレーションの効率化に資する拠点戦略やAI・DX推進などへの成長投資を実施するとともに、お客様に対する環境負荷の少ない物流サービスの提供とオペレーションのエネルギー効率向上の両立を通じた低炭素社会の実現に向けて、EVや太陽光発電設備等への環境投資も実施します。なお、成長領域であるコントラクト・ロジスティクス事業およびグローバル事業では、自律的な成長施策に加え、M&Aや戦略的業務提携も活用していきます。

上記計画を財務面から支えるため、バランスシート・マネジメントの強化に取り組み、固定資産の流動化等を適宜検討するとともに、キャッシュの創出状況、保有現預金や自己資本比率等の状況、グループ資金の有効活用など、財務の健全性と効率性を意識しながら、必要に応じて金融機関からの借入および社債の発行を通じた資金調達を実施していきます。財務の健全性の観点から自己資本比率は45%程度、D/Eレシオ（負債資本倍率）は0.3～0.5倍程度を目安とします。株主還元については、親会社株主に帰属する当期純利益を基準とする配当性向40%以上を目標とし、自己株式の取得については、成長投資の進捗状況、キャッシュ・フローの動向、株価等の観点を踏まえ、柔軟に検討していきます。

### (3) 財産および損益の状況の推移

区 分	2022年度 第158期	2023年度 第159期	2024年度 第160期	2025年度 (当期) 第161期
営 業 収 益 (百万円)	1,800,668	1,758,626	1,762,696	1,865,675
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	45,898	37,626	37,937	13,662
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	126.64	107.23	111.87	43.07
総 資 産 (百万円)	1,107,587	1,181,782	1,267,428	1,280,170
純 資 産 (百万円)	616,430	591,980	600,350	582,057
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	1,684.87	1,708.00	1,806.52	1,803.21

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均株式数により、また、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しています。

### (4) 小口貨物の取扱実績の推移

区 分	2022年度 第158期	2023年度 第159期	2024年度 第160期	2025年度 (当期) 第161期
宅急便・宅急便コンパクト・ E A Z Y (百万個)	1,926	1,886	1,961	1,941
ネコポス・ クロネコゆうパケット (百万個)	413	409	391	451
クロネコゆうメール (百万冊)	800	626	110	95

(注) 1. 第158期のネコポス・クロネコゆうパケットには、クロネコゆうパケットの実績は含まれていません。  
2. 第158期のクロネコゆうメールは、クロネコDM便の実績です。  
また、第159期のクロネコゆうメールには、クロネコDM便の実績が含まれています。

## (5) 主な事業内容

ヤマトグループは、ヤマトホールディングス株式会社（当社）および、子会社45社、関連会社12社により構成されており、「エクスプレス事業」「コントラクト・ロジスティクス事業」「グローバル事業」「モビリティ事業」を主な事業としているほか、これらに付随するサービス業務等を営んでいます。

区 分	事 業 内 容
エクスプレス事業	個人および法人のお客様に対し、宅急便を中心とした国内輸配送サービスを提供する。 (個人および法人顧客向け宅配事業、貨物自動車運送事業、 ロールボックスパレット貸切輸送事業)
コントラクト・ロジスティクス事業	法人顧客の課題解決や事業成長を支援するソリューションを提供する。 (3PL事業、不動産事業)
グローバル事業	国際フォワーディングや国際エクスプレス、海外現地におけるコントラクト・ロジスティクス等を組み合わせ、法人顧客のグローバルサプライチェーン全体を最適化するソリューションを提供する。 (法人顧客向け運送事業、物流センターの企画運営業、 輸出入通関事業、航空運送代理店業)
モビリティ事業	運送事業者様の安全運行と車両稼働時間の拡大に資する、稼働を止めない車両整備サービスを提供する。EVに使用する再生電力などを提供する。 (自動車整備事業、燃料販売事業、損害保険代理店業)
そ の 他	ヤマトグループが保有するITやコールセンター、金融サービスなどの機能により、お客様のサプライチェーン全体に対する価値提供拡大に向けた取り組みを支える。 (ITシステムの開発および運用管理事業、 コールセンター事業、金融サービス業)

## (6) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は694億46百万円で、その主なものは次のとおりです。

名 称	区 分	設備の内容	投資額
ヤマト運輸株式会社	エクスプレス事業 コントラクト・ ロジスティクス事業 グローバル事業	車 両 (1,646 台)	11,419
		D P L 東 京 東 雲 入 居 改 修 工 事	4,127
		汐 見 橋 ビ ル	3,790

なお、保有資産を有効活用するため、当期中において、ヤマト運輸株式会社が保有する東京都港区の港南ビルほか19物件を、セール・アンド・リースバック取引の手法を一部に取り入れたうえで売却しています。これらによる輸配送能力への重要な影響はありません。

## (7) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (8) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	33,748
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,526
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン	50,500

- (注) 1. シンジケートローンのうち40,500百万円は、株式会社みずほ銀行を主幹事とする27の金融機関からの協調融資によるものです。  
2. シンジケートローンのうち10,000百万円は、株式会社みずほ銀行を主幹事とする9の金融機関からの協調融資によるものです。

## (9) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減
エクスプレス事業	157,902 <sup>名</sup>	1,727 <sup>名</sup>
コントラクト・ロジスティクス事業	7,603	255
グローバル事業	2,770	171
モビリティ事業	1,996	△50
その他	4,407	△232
全社	18	3
合計	174,696	1,874

- (注) 1. 従業員数には、パートタイマー87,349名（前期末比2,629名増）が含まれています。  
 2. エクスプレス事業の従業員数には、ヤマト運輸株式会社の本社部門の従業員が含まれています。  
 3. 全社の従業員数は、当社に所属する従業員です。

## (10) 車両の状況

区 分	車両台数	前期末比増減
エクスプレス事業	48,969 <sup>台</sup>	△1,967 <sup>台</sup>
コントラクト・ロジスティクス事業	1,575	70
グローバル事業	819	△6
モビリティ事業	774	36
その他	3	0
全社	－	－
合計	52,140	△1,867

- (注) エクスプレス事業の車両台数には、ヤマト運輸株式会社の本社部門が所有する車両が含まれています。

## (11) 重要な子会社の状況

名 称	区 分	資本金	出資比率	主要な事業内容
ヤマト運輸株式会社	エクスプレス事業 コントラクト・ ロジスティクス事業 グローバル事業	百万円 50,000	% 100	個人および法人顧客向け宅配事業、 3 P L 事業、法人顧客向け運送事業
沖縄ヤマト運輸株式会社	エクスプレス事業	50	100	沖縄県における個人および 法人顧客向け宅配事業
ヤマトボックス チャーター株式会社		400	100	貨物自動車運送事業、 ロールボックスパレット貸切輸送事業
株式会社ナカノ商会	コントラクト・ ロジスティクス事業	100	87.74	3 P L 事業、不動産事業
YAMATO TRANSPORT U.S.A., INC.	グローバル事業	百万US\$ 4	100	北米における航空貨物、海上貨物、 国際引越の取扱、輸出入通関事業、 3 P L 事業
YAMATO ASIA PTE.LTD. (注1)		百万S\$ 352	100	東南アジア地域統括、 事業開発および市場調査
雅瑪多国際物流有限公司		百万RMB 120	100	中国における航空貨物、海上貨物、 国際引越の取扱、輸出入通関事業、 3 P L 事業
ヤマトオートワークス 株 式 会 社	モビリティ事業	百万円 30	100	自動車整備事業、燃料販売事業、 損害保険代理店業
ヤマトシステム 開 発 株 式 会 社	そ の 他	1,800	100	I T システムの開発および 運用管理事業

(注) 1. 2023年2月17日開催の当社取締役会において、当該子会社を清算することが承認され、現在清算手続き中です。

2. 当期末における特定完全子会社の状況は、次のとおりです。

名 称	住 所	当社における特定完全 子会社の株式の帳簿価額	当社の総資産額
ヤマト運輸株式会社	東京都中央区銀座 二丁目16番10号	百万円 257,539	百万円 505,410

## (12) 主要拠点

名 称	区 分	本社所在地	事業所数
ヤマト運輸株式会社	エクスプレス事業 コントラクト・ ロジスティクス事業 グローバル事業	東京都中央区	3,324 店
沖縄ヤマト運輸株式会社	エクスプレス事業	沖縄県糸満市	34
ヤマトボックスチャーター株式会社		東京都中央区	66
株式会社ナカノ商会	コントラクト・ ロジスティクス事業	東京都江戸川区	71
YAMATO TRANSPORT U.S.A., INC.	グローバル事業	アメリカ合衆国 カリフォルニア州	25
YAMATO ASIA PTE. LTD.		シンガポール	1
雅瑪多国際物流有限公司		中国 上海	17
ヤマトオートワークス株式会社	モビリティ事業	東京都中央区	94
ヤマトシステム開発株式会社	そ の 他	東京都江東区	10
当 社	全 社	東京都中央区	1

## 2 | 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 1,787,541,000株

(2) 発行済株式の総数 360,496,492株

(3) 株主数 67,072名

### (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	千株 48,151	% 15.18
ヤマトグループ社員持株会	30,848	9.73
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	21,680	6.84
明治安田生命保険相互会社	14,814	4.67
日本生命保険相互会社	14,770	4.66
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	10,345	3.26
株式会社みずほ銀行	10,247	3.23
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	7,875	2.48
ヤマトグループ取引先持株会	7,739	2.44
トヨタ自動車株式会社	5,748	1.81

(注) 1. 当社は、自己株式43,350,731株を保有していますが、上記の大株主より除外しています。  
2. 持株比率は、自己株式数を控除して算出しています。

### 3 | 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役に関する事項

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	長 尾 裕	ヤマト運輸(株)取締役
代表取締役会長	栗 栖 利 蔵	ヤマト運輸(株)取締役
取 締 役	菅 田 史 朗	
取 締 役	久 我 宣 之	
取 締 役	チャールズ・イン	ワールドワイド・シティグループ(香港) エグゼクティブチェアマン 日中経営者フォーラム会長 日中・アジア経営者フォーラム会長
取 締 役	池 田 潤一郎	(株)商船三井取締役会長 APECビジネス諮問委員会日本委員 公益社団法人経済同友会副代表幹事
取 締 役	木 原 民	(株)セブン銀行社外取締役 三井化学(株)社外取締役
常 勤 監 査 役	佐々木 勉	
常 勤 監 査 役	庄 司 義 人	
監 査 役	松 田 隆 次	松田法律事務所弁護士
監 査 役	井 野 勢津子	エイトローズ ベンチャーズ ジャパン ベンチャーパートナー (株)フボタ社外監査役
監 査 役	寺 田 昭 仁	寺田公認会計士事務所所長

- (注) 1. 取締役のうち菅田史朗、久我宣之、チャールズ・イン、池田潤一郎および木原 民の5氏は、社外取締役です。  
 なお、木原 民氏の戸籍上の氏名は磯部 民です。
2. 監査役のうち松田隆次、井野勢津子および寺田昭仁の3氏は、社外監査役です。  
 なお、井野勢津子氏の戸籍上の氏名は山田勢津子です。
3. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。
4. 監査役庄司義人氏は、長年にわたるグループの財務会計業務に携わった経験を通じて、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
5. 監査役松田隆次氏は、弁護士としての業務を通じて、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
6. 監査役井野勢津子氏は、他社における財務および会計の分野を中心とした豊富な経験を通じて、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。

7. 監査役寺田昭仁氏は、公認会計士としての業務を通じて、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
8. 社外取締役および社外監査役の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
9. 2026年4月1日付で、次のとおり地位および重要な兼職の状況の変更がありました。

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役会長	長 尾 裕	ヤマト運輸(株)取締役
代 表 取 締 役	栗 栖 利 蔵	ヤマト運輸(株)取締役
取 締 役	池 田 潤一郎	(株)商船三井取締役 APECビジネス諮問委員会日本委員 公益社団法人経済同友会副代表幹事

## (2) 責任限定契約に関する事項

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めています。当該定款に基づき、当社は取締役菅田史朗、久我宣之、チャールズ・イン、池田潤一郎および木原 民の5氏ならびに監査役全員と責任限定契約を締結しています。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員等であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が、填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合の損害等は補償の対象としないこととしています。

#### (4) 取締役および監査役に支払った報酬等の額

##### ① 当期に支払った報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の員数
		基本報酬	短期業績 連動報酬	中長期業績連 動型株式報酬 (注)	左記のうち、 非金銭報酬等	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	人
取締役 (うち社外取締役)	311 (77)	195 (77)	43 (-)	71 (-)	71 (-)	8 (6)
監査役 (うち社外監査役)	87 (35)	87 (35)	- (-)	- (-)	- (-)	6 (4)
合計 (うち社外役員)	398 (113)	282 (113)	43 (-)	71 (-)	71 (-)	14 (10)

(注) 当事業年度中における株式交付ポイントに係る費用計上額を記載しています。

##### ② 業績連動報酬（変動報酬）の決定方針

短期業績連動報酬（変動報酬）については、役位別に決定した基本報酬（固定報酬）に対して、役位別に割合を設定し基準額を設定しており、その後、当社の業績指標の達成率および個人別のミッション評価に応じて、基準額の0%～150%の範囲内で個人別の支給額を決定しています。なお、業績指標の内容については、連結営業収益、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益としています。

中長期業績連動型株式報酬（変動報酬）については、役位別に決定した基本報酬（固定報酬）に対して、役位別に割合を設定し基準額を設定しており、その後、当社の業績指標の達成率および個人別のミッション評価に応じて、基準額の0%～150%の範囲内で個人別の支給額を決定しています。なお、業績指標の内容については、ROE、ROIC、TSR、ESG指標としています。事業年度毎に1株＝1ポイントとして、中長期業績連動型株式報酬（変動報酬）の額を中期経営計画が開始する事業年度の前月における東京証券取引所における当社株式の終値の平均値で除した数を、ポイントとして付与しています。

上記の業績連動報酬に係る指標については、会社業績との連動性を高め、かつ透明性および客観性を高めるために適用しています。

これらの結果を基に算出した業績連動報酬の年額を月額に換算し、2025年7月から2026年6月までの期間適用しています。

<業績連動報酬算定式>

変動報酬 分類	業績評価指標	取締役 各指標割合	実績	目標	目標達成率
短期業績指標	①グループ連結営業収益額	○ 30%	億円 17,627	億円 18,200	96.9%
	②グループ連結営業利益額	○ 30%	142	500	28.4%
	③グループ連結純利益額	○ 30%	379	320	118.4%
	④ミッション評価（個人別）	○ 10%		—	

【(①目標達成率×0.3+②目標達成率×0.3+③目標達成率×0.3)

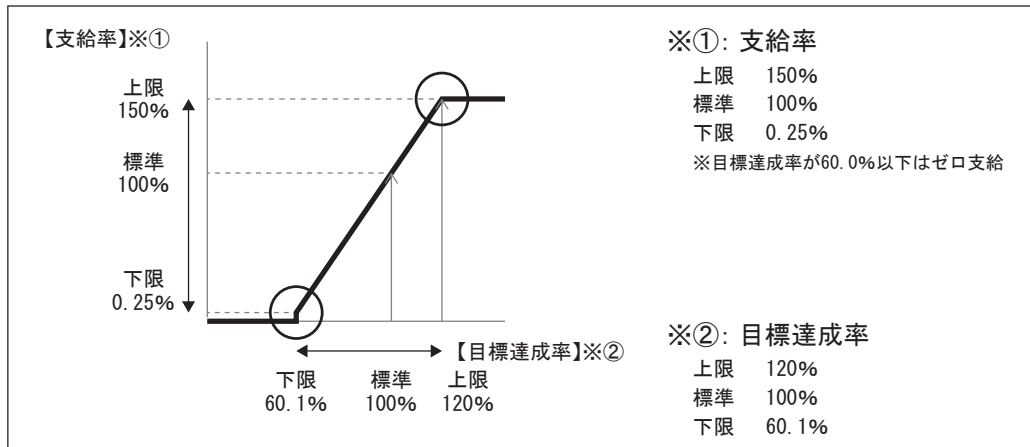
+ミッション評価（個人別）上限10%】

変動報酬 分類	業績評価指標	詳細	取締役 各指標割合	実績	目標	目標達成率
中長期業績指標	①ROE	—	○ 20%	6.5%	5.4%	120.4%
	②ROIC	—	○ 20%	1.4%	4.9%	28.6%
	③TSR	相対TSR 配当込みTOPIX TSR比較	○ 30%	93.0% (配当込み TOPIX 98.5%)	100%	94.5%
	④ESG指標	温室効果ガス 排出量単年目標 ※2020年度比15%削減	○ 20%	△15.4%	△15%	102.7%
	⑤中長期革新 行動目標	ミッション評価 (個人別)	○ 10%		—	

【(①目標達成率×0.2+②目標達成率×0.2+③目標達成率×0.3+④目標達成率×0.2)

+ミッション評価（個人別）上限10%】

<参考：目標達成率と支給率の関係>



2025年度短期業績評価指標における目標達成率 73.1%

(①96.9%×0.3+②28.4%×0.3+③118.4%×0.3)

2025年度中長期業績評価指標における目標達成率 78.7%

(①120.4%×0.2+②28.6%×0.2+③94.5%×0.3+④102.7%×0.2)

### ③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役報酬の決定に関する株主総会の決議年月日は2020年6月23日であり、取締役の基本報酬額は年額431百万円以内（うち社外取締役分109百万円以内）、取締役（社外取締役を除く。）に支給する短期業績連動報酬を年額245百万円以内および中長期業績連動型株式報酬を年額173百万円以内と決議されました。当社を取り巻く経営環境が急速に変化する中、優秀な人材の獲得・定着が可能となる競争力のある報酬水準とし、取締役の責務の増大、より透明性の高い取締役会の運営とその活性化、経営監督の強化を目的とした取締役および監査役の増員等に対応することを目的としており、決議された当時の取締役の員数は9名です。また監査役報酬の決定に関する株主総会の決議年月日は1994年6月29日であり、月額800百万円以内と決議されました。なお、決議された当時の監査役の員数は4名です。

#### ④ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

##### i. 基本方針

当社の取締役の報酬は、以下の考えに基づき決定しています。

##### ○競争力のある水準であること

- ・役割と責任および業績に報いるものとし、優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準とする

##### ○企業価値・株主価値向上を重視した報酬制度であること

- ・業績達成の動機付けとなる業績連動性のある報酬制度とする
- ・中長期の企業価値と連動し、株主との利害の共有を促す報酬構成とする

##### ○公平・公正な報酬制度であること

- ・報酬の決定プロセスは、客観的で透明性の高いものとする

##### ii. 全体構成

取締役の報酬は、外部水準等を考慮した基本報酬（固定報酬）、短期業績連動報酬（変動報酬）および中長期業績連動型株式報酬（変動報酬）で構成しています。また、監査役および社外役員の報酬は、その機能の性格から基本報酬のみとしています。

##### iii. 基本報酬（固定報酬）の決定方針

職責に基づき、外部水準等を考慮し、役位別に決定しています。

##### iv. 取締役の個人別の報酬等の種類毎の割合の決定方針

各報酬の構成割合は、外部水準を考慮の上、業績達成および中長期的な企業価値創造と持続的な成長への動機付けをさらに強めることができ、かつ優秀な人材の獲得・定着が可能となる競争力のある報酬水準とするため、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成としています。

##### v. 交付の時期又は条件に関する事項

基本報酬（固定報酬）および短期業績連動報酬（変動報酬）については、年額を12等分し、月例で金銭にて支払います。中長期業績連動型株式報酬（変動報酬）については、年1回、6月頃にポイントとして付与し、当該ポイントは役員株式給付規程に従い、退任時迄の累積ポイントを1ポイント=1株として、退任時に給付します。

#### ⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会にて決議をしています決定方針に基づき、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うために、委員長を独立社外取締役が務め、かつ独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会で、あらかじめ取締役の個人別の各報酬等の額および算定内容の審議を行い、その答申を踏まえて、取締役会にて個人別の基本報酬（固定報酬）、短期業績連動報酬（変動報酬）、中長期業績連動型株式報酬（変動報酬）の額について決定方針に沿うものであると判断し決定しています。

## ⑥ その他

金銭報酬における一定割合について役員持株会を通じて自社株式取得に充当するものとしています。なお、客観的で透明性の高いプロセスを実現するため、2025年度における当社の取締役の個人別の報酬等の決定プロセスにおける指名報酬委員会の活動として、2025年度においては、指名報酬委員会を13回開催し、取締役の個人別の報酬等の決定方針に基づき、あらかじめ取締役の個人別の各報酬等の額および算定内容の審議を行い、その答申を踏まえて、取締役会にて決定しています。当事業年度において、指名報酬委員会は中長期的な企業価値・株主価値向上に対する役員の動機付けをより強固にすることを目的として、役員報酬制度の改定について審議を行いました。主な改定の方向性は以下のとおりです。

### ○短期業績連動報酬の評価指標の見直し

事業・個人の全社業績に対する貢献度をより直接的に報酬へ反映させるため、営業利益の比率を引き上げるとともに、新たに事業個別の業績反映やコーポレートにおける個人ミッション比率の引き上げを行うことで、評価指標の最適化を図る。

### ○中長期業績連動報酬（株式報酬）のスキーム変更

株主との利害共有をさらに推し進め、中長期的な株主価値向上へのコミットメントを高めるべく、従来の株式交付信託スキームから、対象役員へ直接株式を交付する実株交付方式へ移行する。

### 【制度開始時期および今後の予定】

短期業績連動報酬については2026年4月より適用を開始し、中長期業績連動報酬については2026年4月から開始する評価期間より適用します。本改定については、2026年6月開催予定の定時株主総会への付議および同総会後の取締役会決議を経て、正式に導入する予定です。

## (5) 社外役員に関する事項

主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	菅 田 史 朗	<p>当期開催の取締役会19回のすべてに出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般につき必要な発言・助言を適宜行っています。また、2022年6月より取締役会議長を務め、その職務・職責を適切に果たし、取締役会の実効性向上に貢献しています。</p> <p>特に業務執行および事業戦略、生産性向上やコスト構造改革について経営者の視点から監督、助言等を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしています。また、指名報酬委員会の委員として、当期開催の同委員会13回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等に係る評価の決定過程における監督機能を十分に発揮しています。</p>
取 締 役	久 我 宣 之	<p>当期開催の取締役会19回のすべてに出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般につき必要な発言・助言を適宜行っています。</p> <p>特に業務執行および財務戦略、コーポレート・ガバナンスについて経営者の視点から監督、助言等を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしています。また、指名報酬委員会の委員として、当期開催の同委員会13回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等に係る評価の決定過程における監督機能を十分に発揮しています。</p>
取 締 役	チャールズ・イン	<p>当期開催の取締役会19回のすべてに出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般につき必要な発言・助言を適宜行っています。</p> <p>特に業務執行およびグローバル事業戦略について経営者の視点から監督、助言等を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしています。また、指名報酬委員会の委員として、当期開催の同委員会13回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等に係る評価の決定過程における監督機能を十分に発揮しています。</p>

地 位	氏 名	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	池田 潤一郎	<p>当期開催の取締役会19回のすべてに出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般につき必要な発言・助言を適宜行っています。</p> <p>特に業務執行および事業戦略、人事戦略について経営者の視点から監督、助言等を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしています。また、指名報酬委員会の委員長として、同委員会の運営を主導し、当期開催の同委員会13回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等に係る評価の決定過程における監督機能を十分に発揮しています。</p>
取締役	木原 民	<p>取締役に就任した2025年6月20日以降に開催された取締役会15回のすべてに出席し、IT・デジタル・テクノロジー、人事の分野を中心とした豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般につき必要な発言・助言を適宜行っています。</p> <p>特に業務執行およびデジタル戦略、人事戦略について経営者の視点から監督、助言等を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしています。また、指名報酬委員会の委員として、取締役に就任した2025年6月20日以降開催の同委員会10回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等に係る評価の決定過程における監督機能を十分に発揮しています。</p>
監査役	松田 隆次	<p>当期開催の取締役会19回のすべてに出席し、弁護士ならびに財務および会計に関する専門知識と豊富な経験に基づき、必要な発言を行っています。また、当期開催の監査役会16回のうち15回に出席し、さらに定期的に開催する代表取締役社長との意見交換会に出席するなど、主に弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役の職務執行状況について確認しています。</p>
監査役	井野 勢津子	<p>当期開催の取締役会19回のすべてに出席し、財務および会計に関する専門知識と豊富な経験に基づき、必要な発言を行っています。また、当期開催の監査役会16回のすべてに出席し、さらに定期的に開催する代表取締役社長との意見交換会に出席するなど、主に財務および会計分野の豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役の職務執行状況について確認しています。</p>
監査役	寺田 昭仁	<p>監査役に就任した2025年6月20日以降に開催された取締役会15回のすべてに出席し、財務および会計に関する専門知識と豊富な経験に基づき、必要な発言を行っています。また、同日以降開催の監査役会12回のすべてに出席し、さらに定期的に開催する代表取締役社長との意見交換会に出席するなど、主に公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役の職務執行状況について確認しています。</p>

## 4 | 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
① 公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	百万円 331
② ①以外の報酬	14
③ 当社および子会社等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額	345

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠などについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意を行っています。
2. 当社の重要な子会社のうち、株式会社ナカノ商会は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けていましたが、2025年10月1日に開始する事業年度より有限責任監査法人トーマツに変更しています。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、当社の会計監査人である監査法人に会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する事実を認めた場合には、その事実に基づき当該会計監査人の解任の検討を行い、監査役全員の同意に基づき当該会計監査人を解任します。

また、当社の監査役会は、当社の会計監査人である監査法人の監査品質等が監査業務の遂行に不十分であると思料される事実を認めた場合には、その事実に基づき当該会計監査人の不再任の検討を行い、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案を決議します。

### (4) 非監査業務

当社は公認会計士法第2条第1項の業務以外の非監査業務として、サステナビリティ開示基準への対応に関する助言・指導業務等について委託しています。

## 5 | 会社の体制および方針とその運用状況

### (1) 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、下記のとおり、内部統制システム構築の基本方針を定めています。

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制
  - i. 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することならびに当社およびグループ各社の業務の適正を確保するため、当社は、「グループ企業理念」を制定し「コンプライアンス宣言」を行う。当社の代表取締役は、これを当社およびグループ各社の取締役に周知徹底するとともに、取締役は、これに基づき業務を執行する。
  - ii. 上記の徹底を図るため、当社は、代表取締役またはその代表取締役が指名する取締役もしくは執行役員を委員長とする「コンプライアンス・リスク委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンス、リスク管理の取組みを横断的に統括する。委員長は、当社およびグループ各社の状況を把握し、当社の取締役会に報告する。
  - iii. 当社は、当社およびグループ各社の取締役のコンプライアンス違反行為について社員が直接情報提供を行えるよう、グループ社内通報制度を整備する。
  - iv. 当社は、「グループ企業理念」の「企業姿勢」において、反社会的勢力との関係は一切もたないことを宣言し、担当業務を行う人員を当社およびグループ各社のコンプライアンスやリスク統括を担当する部門に配置する。コンプライアンスやリスク統括を担当する部門は、警察、弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図り、反社会的勢力による経営への関与防止および被害防止に努める。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
当社の取締役は、組織規程および文書管理基本規程において文書の保存年限、責任部門を規定し、取締役の職務の執行に係る重要書類および各種会議等の議事録を作成のうえ保存、管理する。

- ③ 当社およびその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i. 当社は、グループ全体のコンプライアンスやリスク統括を担当する執行役員を配置し、担当業務を行う人員を当社およびグループ各社に配置する。
  - ii. 当社は、グループ全体のリスク管理の基礎として、「リスク管理基本規程」を策定し、グループ各社においても当該基本規程に基づく「リスク管理基本規程」を策定する。
  - iii. グループ各社のうち会社法上の大会社は、コンプライアンスやリスク統括を担当する部門を設置し、その責任者を配置する。当社のコンプライアンスやリスク統括を担当する部門がこれを統括し、グループ各社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
  - iv. 当社は、内部監査部門を設置し、当社およびグループ各社におけるリスク管理の実施状況・有効性の監査を行う。
- ④ 当社およびその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i. 当社は、執行役員制度を導入し経営の意思決定、監督と執行を分離することにより、経営の効率化と責任の明確化を図る。
  - ii. 当社は、取締役会を月1回以上開催する他、取締役会で審議する重要な事項は業務執行取締役、執行役員、常勤監査役で構成される経営会議で議論、検討を行う。
  - iii. 当社の取締役会および経営会議ならびにグループ各社の取締役会における決議に基づく業務執行について、当社は、その執行手続および責任者を組織規程において定める。
- ⑤ 当社の使用人ならびに当社の子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- i. 当社およびグループ各社におけるコンプライアンス経営を実践するため、当社およびグループ各社は、「企業姿勢」「社員行動指針」を社員全員の行動規範として策定し、その文書の掲出、配布等と教育を実施する。
  - ii. グループ各社のうち会社法上の大会社は、コンプライアンスやリスク統括を担当する部門を設置し、その責任者を配置する。当社のコンプライアンスやリスク統括を担当する部門がこれを統括し、グループにおけるコンプライアンス推進状況を適時に把握、管理する。
  - iii. 当社は、内部監査部門を設置し、当社およびグループ各社におけるコンプライアンスの実施状況・有効性の監査を行う。
  - iv. 当社は、「コンプライアンス・リスク委員会」を定期的開催することにより、当社およびグループ各社において法令遵守を実現するための具体的な計画を策定のうえ推進し、その状況把握を行う。
  - v. 当社は、グループ社内通報制度を設置し、コンプライアンス違反行為を通報しやすい環境を整備する。

- ⑥ 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i. 当社およびグループ各社における業務の適正を確保するため、当社は、「グループ企業理念」を制定する。当社およびグループ各社は、これに基づき諸規程を策定し、業務を執行する。
  - ii. 当社は、グループ全体の経営の基本戦略を担当する執行役員を配置し、担当業務を行う人員を当社およびグループ各社の経営戦略担当部門に配置する。
  - iii. 当社は、グループ各社の経営管理について、純粋持株会社としての当社がグループ各社に対して行う業務を定めた経営管理契約に基づき執行する。
  - iv. グループ各社は、当社が策定するグループ会社管理規程に基づき、業務執行上重要な事項は当社の取締役会または経営会議において事前承認を得た上で執行するとともに、発生した経営上重要な事実については当社関連部門に報告するものとする。
- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 内部監査部門は、監査役職務を補助する業務を担当し、監査役会と協議のうえ必要と認められた人員を配置する。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性および監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 前号の使用人は執行に係る職務との兼務はできないものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、当社の監査役会の事前の同意を得るものとする。
- ⑨ 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- i. 当社の取締役および使用人ならびにグループ各社の取締役、監査役等および使用人は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え次の事項を遅滞なく報告する。
    - イ) 取締役および使用人による重大な法令違反、定款違反および不正の事実
    - ロ) 社内通報により知り得た重要な事実
    - ハ) その他当社およびグループ各社に重要な損失を与える恐れがある事実
  - ii. 当社およびグループ各社は、当社およびグループ各社の監査役に対して報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- ⑩ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査費用の処理に関する規程を策定し、監査費用の支弁のため一定額の予算を確保する。

- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - i. 当社の監査役は、取締役会、経営会議、業務執行会議その他重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するとともに、必要な意見を述べることができる。
  - ii. 当社は、監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を設ける。
  - iii. 当社の内部監査部門は、当社およびグループ各社の内部監査実施状況および結果を、当社の監査役に随時報告し、効果的な監査のための連携を図る。
  - iv. 当社およびグループ各社の監査役は、グループ監査役連絡会において、グループ各社間の情報交換や連携を図る。
  - v. 当社は、当社の内部監査部門に監査役会およびグループ監査役連絡会の事務局を設置し、当社およびグループ各社の監査役の監査について円滑な遂行を図る。
  - vi. 当社は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに情報交換し、効果的な監査のために連携を図る。

## (2) 業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要は下記のとおりです。

### ① 取締役の職務の執行

取締役会を19回開催し、取締役と監査役の出席の下、決裁基準に沿った個別的な議案の決議だけでなく、中長期的な経営戦略に関する重要な事項（成長戦略・投資・資本政策・人事戦略など）について議論および決議を行っています。

### ② コンプライアンス

当社では、コンプライアンスを事業経営における最重要課題のひとつとして位置づけており、コンプライアンスが実践されているかを管理・把握するために、当社およびグループ会社に「コンプライアンス・リスク委員会」およびコンプライアンス推進を行う部門を設置しています。是正事項が発生した場合には、当委員会より各部門の責任者に対して直接指導・勧告、是正結果の聴取を行うとともに、その結果を取締役会および監査役会に報告する体制を構築しています。

なお、コンプライアンス違反行為が発生した場合に備え、当社およびグループ会社の社員が直接通報を行えるグループ社内通報制度の仕組みも整備しています。

また、社会から広く信頼される企業グループであるために、「グループ企業理念」の「企業姿勢」

において、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係遮断を徹底することを宣言し、かねてよりグループ内に専門部署を設置しています。また、この専門部署は、警察、弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図り、反社会的勢力による経営への関与防止および被害防止に努めています。

### ③ リスクマネジメント

当社およびグループ各社にリスク管理の統括を行う部門の責任者を配置し、迅速かつ円滑にリスクに対応する体制を整えています。

緊急事態発生時には、その事態を正確かつ迅速に把握し、グループ共通の緊急事態の速報体制に基づき、取締役および監査役を含む社内の関係者に遅滞なく報告を行っています。

また、企業活動における重要な影響を及ぼす事態を未然に防止するために主要なリスクを特定し、当社およびグループ会社の「コンプライアンス・リスク委員会」にて事例共有と対策協議を行っています。

### ④ 監査体制

当社の監査担当と主要なグループ会社の内部監査担当部門それぞれにおいて、業務がルールに従って有効に実施されているかをチェックし、逸脱したものがあれば直ちに改善する体制を構築しています。

また、当社の監査役およびグループ各社の常勤監査役によるグループ監査役連絡会を月1回開催することで、情報交換を通じた連携を図り、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを実施しています。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主還元については、親会社株主に帰属する当期純利益を基準に、配当性向40%以上を目標とし、安定的かつ継続的な配当を実施します。

自己株式の取得については、成長投資の進捗状況、キャッシュ・フローの動向、株価等に加え、自己資本比率45%程度、D/Eレシオ（負債資本倍率）0.3~0.5倍程度を目安とする財務の健全性と効率性のバランスを踏まえ、柔軟に検討していきます。

内部留保資金については、企業価値の持続的な向上を実現するため、収益基盤の強化に資する成長投資や環境投資などに活用していきます。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>556,193</b>
現金及び預金	238,812
受取手形、売掛金及び契約資産	223,914
割賦売掛金	60,299
棚卸資産	2,552
その他の流動資産	32,056
貸倒引当金	△1,442
<b>固定資産</b>	<b>723,977</b>
<b>(有形固定資産)</b>	<b>(469,156)</b>
建物及び構築物	176,376
機械装置	17,659
車両運搬具	21,871
土地	167,225
リース資産	57,681
建設仮勘定	10,573
その他の有形固定資産	17,768
<b>(無形固定資産)</b>	<b>(65,640)</b>
ソフトウェア	31,087
のれん	920
顧客関連資産	24,656
その他の無形固定資産	8,975
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>(189,180)</b>
投資有価証券	51,469
長期貸付金	3,410
敷金	30,741
退職給付に係る資産	47,391
繰延税金資産	54,197
その他の投資その他の資産	3,706
貸倒引当金	△1,736
<b>資産合計</b>	<b>1,280,170</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>358,938</b>
支払手形及び買掛金	175,893
短期借入金	21,422
リース債務	7,728
未払法人税等	8,858
割賦利益繰延	6,320
賞与引当金	31,823
その他の流動負債	106,891
<b>固定負債</b>	<b>339,174</b>
社債	20,000
長期借入金	83,839
リース債務	62,925
繰延税金負債	3,451
退職給付に係る負債	129,186
役員株式給付引当金	680
特別修繕引当金	7,626
資産除去債務	16,798
その他の固定負債	14,666
<b>負債合計</b>	<b>698,113</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>541,518</b>
資本金	127,234
資本剰余金	36,849
利益剰余金	470,256
自己株式	△92,821
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>29,514</b>
その他有価証券評価差額金	13,318
為替換算調整勘定	4,766
退職給付に係る調整累計額	11,430
<b>非支配株主持分</b>	<b>11,024</b>
<b>純資産合計</b>	<b>582,057</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,280,170</b>

## 連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>営業収益</b>		<b>1,865,675</b>
営業原価		1,776,935
<b>営業総利益</b>		<b>88,740</b>
販売費及び一般管理費		60,435
<b>営業利益</b>		<b>28,304</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	1,870	
グリーンイノベーション基金事業費助成金	936	
その他の収益	3,070	5,877
<b>営業外費用</b>		
支払利息	2,483	
持分法による投資損失	2,526	
為替差損	1,559	
その他の費用	1,355	7,923
<b>経常利益</b>		<b>26,258</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	18,104	
投資有価証券売却益	2,680	
その他特別利益	169	20,954
<b>特別損失</b>		
固定資産売却損	790	
固定資産除却損	876	
減損損失	1,225	
のれん償却額	13,434	
その他特別損失	1,031	17,358
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>29,854</b>
法人税、住民税及び事業税	11,340	
法人税等調整額	4,799	16,140
<b>当期純利益</b>		<b>13,713</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		51
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>13,662</b>

(ご参考) 連結包括利益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
当期純利益	13,713
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	5,142
為替換算調整勘定	1,635
退職給付に係る調整額	△4,985
持分法適用会社に対する持分相当額	△31
その他の包括利益合計	1,760
包括利益	15,474
(内 訳)	
親会社株主に係る包括利益	15,344
非支配株主に係る包括利益	130

## 連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年4月1日残高	127,234	36,849	470,183	△73,913	560,354
当期中の変動額					
剰余金の配当			△14,807		△14,807
親会社株主に帰属する当期純利益			13,662		13,662
自己株式の取得				△18,915	△18,915
自己株式の処分			△0	7	7
持分法の適用範囲の変動			1,218		1,218
株主資本以外の項目の当期中の変動額 (純額)					
当期中の変動額合計	-	-	72	△18,908	△18,835
2026年3月31日残高	127,234	36,849	470,256	△92,821	541,518

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2025年4月1日残高	8,249	4,215	16,440	28,905	11,091	600,350
当期中の変動額						
剰余金の配当						△14,807
親会社株主に帰属する当期純利益						13,662
自己株式の取得						△18,915
自己株式の処分						7
持分法の適用範囲の変動						1,218
株主資本以外の項目の当期中の変動額 (純額)	5,068	550	△5,009	609	△67	542
当期中の変動額合計	5,068	550	△5,009	609	△67	△18,293
2026年3月31日残高	13,318	4,766	11,430	29,514	11,024	582,057

# 計算書類

## 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>96,080</b>	<b>流動負債</b>	<b>130,220</b>
現金及び預金	88,594	営業未払金	468
営業未収金	13	短期借入金	454
短期貸付金	1,540	未払法人税等	3
その他の流動資産	5,932	預り金	127,881
<b>固定資産</b>	<b>409,330</b>	賞与引当金	8
<b>(有形固定資産)</b>	<b>(3,632)</b>	その他の流動負債	1,403
建物	3,024	<b>固定負債</b>	<b>92,743</b>
工具器具備品	552	社債	20,000
その他の有形固定資産	56	長期借入金	71,272
<b>(無形固定資産)</b>	<b>(21)</b>	退職給付引当金	153
ソフトウェア	19	役員株式給付引当金	680
その他の無形固定資産	1	その他の固定負債	636
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>(405,676)</b>	<b>負債合計</b>	<b>222,963</b>
投資有価証券	36,963	<b>純資産の部</b>	
関係会社株式	325,361	<b>株主資本</b>	<b>270,759</b>
関係会社出資金	922	資本金	127,234
その他の関係会社有価証券	8,622	資本剰余金	36,822
長期貸付金	32,119	資本準備金	36,822
繰延税金資産	1,290	利益剰余金	199,524
前払年金費用	46	その他利益剰余金	199,524
その他の投資その他の資産	593	別途積立金	138,965
貸倒引当金	△189	繰越利益剰余金	60,558
投資損失引当金	△54	自己株式	△92,821
<b>資産合計</b>	<b>505,410</b>	<b>評価・換算差額等</b>	<b>11,687</b>
		その他有価証券評価差額金	11,687
		<b>純資産合計</b>	<b>282,447</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>505,410</b>

## 損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>営業収益</b>		<b>28,499</b>
販売費及び一般管理費		4,802
<b>営業利益</b>		<b>23,697</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	1,765	
賃貸料収入	1,685	
その他の収益	405	3,856
<b>営業外費用</b>		
支払利息	836	
施設使用料	1,685	
投資事業組合運用損	1,055	
その他の費用	21	3,598
<b>経常利益</b>		<b>23,955</b>
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	2,376	
子会社清算益	4,883	7,260
<b>特別損失</b>		
投資有価証券評価損	114	
関係会社株式売却損	152	
関係会社株式評価損	22,473	
貸倒引当金繰入額	189	
その他特別損失	27	22,957
<b>税引前当期純利益</b>		<b>8,257</b>
法人税、住民税及び事業税	△4,397	
法人税等調整額	5,806	1,408
<b>当期純利益</b>		<b>6,849</b>

## 株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
			別途積立金	繰越利益剰余金	
2025年4月1日残高	127,234	36,822	138,965	68,516	207,482
当期中の変動額					
剰余金の配当				△14,807	△14,807
当期純利益				6,849	6,849
自己株式の取得					
自己株式の処分				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)					
当期中の変動額合計	-	-	-	△7,957	△7,957
2026年3月31日残高	127,234	36,822	138,965	60,558	199,524

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
2025年4月1日残高	△73,913	297,626	7,736	305,362
当期中の変動額				
剰余金の配当		△14,807		△14,807
当期純利益		6,849		6,849
自己株式の取得	△18,915	△18,915		△18,915
自己株式の処分	7	7		7
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)			3,951	3,951
当期中の変動額合計	△18,908	△26,866	3,951	△22,914
2026年3月31日残高	△92,821	270,759	11,687	282,447



## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月10日

ヤマトホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 道之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関 信治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桑井 祐介

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマトホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマトホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正

に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月10日

ヤマトホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本道之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関 信治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桑井祐介

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマトホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第161期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために

経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第161期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人との協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月11日

ヤマトホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 佐々木 勉 ⑩

常勤監査役 庄 司 義 人 ⑩

社外監査役 松 田 隆 次 ⑩

社外監査役 井 野 勢 津 子 ⑩

社外監査役 寺 田 昭 仁 ⑩

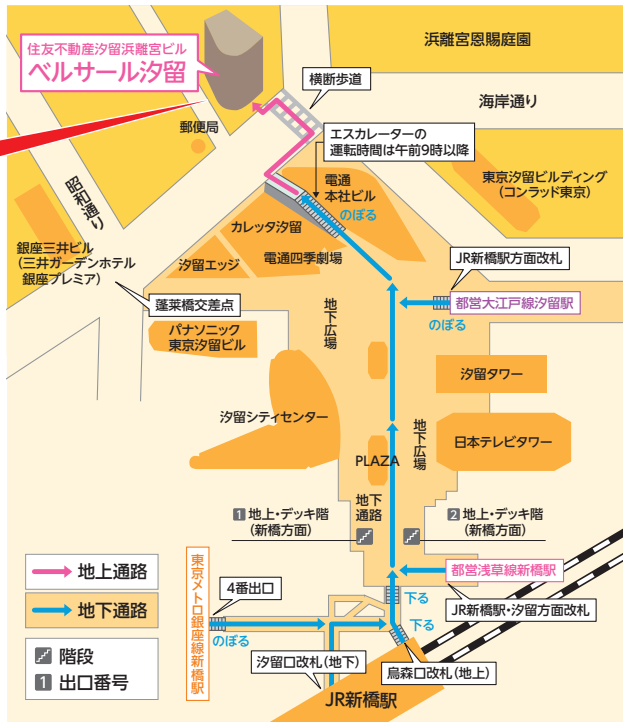
以 上

# 株主総会会場ご案内図

**開催日時** 2026年6月19日(金曜日)午前10時(受付開始:午前9時)

**開催場所** 東京都中央区銀座八丁目21番1号  
住友不動産汐留浜離宮ビル ベルサール汐留 地下1階ホール

**電話** 03-3541-4141 (当社代表)



## 交通のご案内

### ● JR線

汐留口または烏森口改札より徒歩約15分

### 新橋駅

### ● 都営浅草線

JR新橋駅・汐留方面改札より徒歩約15分

### 新橋駅

### ● 東京メトロ銀座線

4番出口より徒歩約15分

### 新橋駅

### ● 都営大江戸線

JR新橋駅方面改札より徒歩約10分

### 汐留駅

※上記は「地下通路」のご案内図です。  
各路線改札出口より地下通路をお通りください。  
会場には本株主総会専用の駐車場・駐輪場の用意はございませんのでご了承ください。

- 株主総会にご出席されない場合は、書面または電磁的方法(インターネット等)により、事前に議決権をご行使ください。
  - ご自宅などで株主総会を視聴いただけますよう、インターネットでのライブ配信を行います。併せてご活用を検討いただけますよう、よろしく願い申し上げます。ご利用方法等、詳細は、本招集ご通知の9頁をご覧ください。
  - 今後の状況により株主総会の開催・運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにて、適宜情報を更新してまいりますので、ご確認ください。
- <https://www.yamato-hd.co.jp/investors/stock/meeting/>

**UD FONT**  
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた  
見やすいデザインの文字を採用しています。

